

(第一類 第三号) 第百六十二回国会去務參員

(一一五)

平成十七年四月十九日(火曜日)	午後二時五十七分開議
出席委員	
委員長 塩崎 恭久君	
理事 田村 憲久君 理事 平沢 勝栄君	
理事 三原 朝彦君 理事 吉野 正芳君	
理事 津川 祥吾君 理事 伴野 豊君	
理事 山内おさむ君 理事 漆原 良夫君	
井上 信治君 大前 繁雄君	
左藤 章君 坂本 哲志君	
笠川 嘉君 昌彦君	
谷 公一君 柴山 忠孝君	
森山 眞弓君 早川 早川	
松島みどり君 河村たかし君	
森山 真弓君 小林千代美君	
奥田 建君 佐々木秀典君	
河村たかし君 樽井 良和君	
佐々木秀典君 松野 信夫君	
樽井 良和君 江田 康幸君	
松野 信夫君 富田 茂之君	
江田 康幸君 松本 大輔君	
法務大臣 南野知恵子君	
法務副大臣 滝 実君	
財務副大臣 田野瀬良太郎君	
経済産業副大臣 小此木八郎君	
法務大臣政務官 富田 茂之君	
政府参考人 寺田 逸郎君	
(法務省民事局長) 加藤 治彦君	
政府参考人 有吉 章君	
(財務省大臣官房審議官) 加藤 治彦君	
政府参考人 佐々木豊成君	
(財務省大臣官房審議官) 竹田 正樹君	
政府参考人 (國税厅課税部長)	
官(政府参考人) 法務委員会専門員	官(政府参考人) 小菅 修一君
人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(新潟県新発田市議会)(第六二四四号)	人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(新潟県上越市議会)(第六二四三号)
人権侵害の救済法の早期制定を求める意見書(福井県大飯町議会)(第六二四四号)	人権侵害の救済法の早期制定を求める意見書(福井県甲賀市議会)(第六二四五号)
人権侵害の救済法の早期制定を求める意見書(福井県野洲市議会)(第六二四六号)	人権侵害の救済法の早期制定を求める意見書(滋賀県野洲市議会)(第六二四七号)
人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(滋賀県湖南市議会)(第六二四八号)	人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(滋賀県福知山市議会)(第六二四八号)
人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(京都府宇治市議会)(第六二四九号)	人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(京都府福知山市議会)(第六二四八号)
実効性のある人権侵害被害者救済に関する法律の早期制定を求める意見書(京都府亀岡市議会)(第六二五〇号)	実効性のある人権侵害被害者救済に関する法律の早期制定を求める意見書(京都府八幡市議会)(第六二五一号)
人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(神戸市議会)(第六二六二号)	人権侵害の救済に関する法律の早期実現を求める意見書(神戸市議会)(第六二六二号)
人権侵害の救済に関する法律の早期実現を求める意見書(和歌山県打田町議会)(第六二六三号)	人権侵害の救済に関する法律の早期実現を求める意見書(和歌山県湯浅町議会)(第六二六四号)
人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書(和歌山県清水町議会)(第六二六五号)	人権侵害の救済に関する法律の早期実現を求める意見書(和歌山県益田市議会)(第六二六七号)
人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書(鳥取県智頭町議会)(第六二六六号)	人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(島根県益田市議会)(第六二六八号)
人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書(島根県川本町議会)(第六二六九号)	人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(島根県弥栄村議会)(第六二六九号)

人権侵害の救済を確立する「人権擁護法」の早急な制定と、さらなる人権教育・啓発の推進を求める意見書(徳島県小松島市議会)(第六二七〇号)

「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(高知県室戸市議会)(第六二七一号)受刑者等の矯正・更生制度の充実を求める意見書(兵庫県議会)(第六二七二号)犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(熊本県玉名市議会)(第六二七三号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

会社法案(内閣提出第八二一号)
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八二二号)

○塙崎委員長 これより会議を開きます。
参考人出頭要求に関する件

会社法案(内閣提出第八二一号)

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八二二号)

参考人出頭要求に関する件
会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長寺田逸郎君、財務省大臣官房審議官有吉章君、財務省大臣官房審議官加藤治彦君、財務省大臣官房審議官佐々木豊成君、国税庁課税部長竹田正樹君、経済産業省大臣官房審議官舟木隆君、経済産業省大臣官房審議官栗山信也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○塙崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塙崎委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。鈴木康友君。
そういうようなことをこの中でやっているわけですか。

○鈴木(康)委員 民主党の鈴木康友でござります。

今回、六十年ぶりの大改正ということをございます。まだ、個々のいろいろな改正内容を検討してまいりますと、いろいろな論点が浮かび上がっています。私は民主党の一一番手といたしまして、まず、株式あるいは有限の一体化、そして最低資本金規制の撤廃、こうした点について御質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、今回、昭和十三年にドイツの有限会社法をモデルにつくられました有限会社法が廃止をされまして、株式会社に規律を一体化するということでござりますけれども、こうしたことが行われる理由を、まず簡単に御説明いただきたいと思います。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕
○滝副大臣 今委員から、株式会社と有限会社を統合して株式会社に一本化する、こういうようなことの考え方についてお尋ねがございました。最大の理由は、従来の株式会社と有限会社の区分が理念どおりに利用されていない、その区別が全く形だけのものになつていて、こういうことに加えまして、最近では、中小企業でも、シンプルな株主総会と取締役、そういうような会社の機関からだんだんステップアップして、取締役会をつくるとか、あるいは会計参与をつくるとか、監査役を置くとか、そういうようなことになつてきております。したがつて、中小企業が、その中身に応じて一貫して会社の中で機関構成ができるようになります。

○鈴木(康)委員 まだ百四十万社近く有限会社が現存しているわけでありますから、本当にそれを株式会社に一本化することでいいのかどうかという点につきましては、ちょっとと最低資本金の問題とも絡めて後ほどまたお聞きしたいと思います。

○鈴木(康)委員 まさにこれまで三十五万円であったものが一千万円に、それから有限会社が十万元であったものが三百万円に引き上げられたわけであります。この平成二年の改正が行われた理由について、簡単に御説明をいただきたいと思います。

○鈴木(康)委員 実は、私もかつて有限会社、株式会社ともつづった経験がございまして、個人で法人を割と自由にしたいという場合には、有限会社というのは結構使い勝手がいいものであります。あるいは、仲間と一緒につくった株式会社は、いずれ上場させよう、そんな夢を描きながら出資をし合つてつくったわけであります。それぞれに使い勝手が私にとってはよかったです。それで、現実的に困つたこともございません。有限会社だからといって差別をされたこともありますし、決算書をきちっと出せば金融機関からの融資も受けられました。

今回の要綱試案の中でも、非公開の中小会社をむろし有限会社にまとめて、株式会社というのは大規模公開会社に限定をしていくという、二つに分けて整理をしたらどうだ、こういう意見もあつたわけであります。なぜそういう御意見が却下をされてこういうことになつたのか、御質問申し上げたいと思います。

○滝副大臣 今、委員の御指摘ですけれども、基本的に先ほど申しましたとおりでございまして、基本的には、株式会社の中で有限会社の本来的に持つていて特徴が吸収されていったというのが、今回改めてここでもつてそれを法律的に統合しよう、こういうものでござります。

○鈴木(康)委員 まだ百四十万社近く有限会社が現存しているわけでありますから、本当にそれを株式会社に一本化することでいいのかどうかといふ点につきましては、ちょっとと最低資本金の問題をされたのか、簡潔に御説明をいただきたいと思います。

○滝副大臣 委員も先ほど有限会社について、ドイツの法制について述べられましたけれども、基本的には、ドイツの商法は債権者保護という立場から資本というものを非常に大切にしてきた経緯があるんですね。したがつて、平成二年の考え方もそういうような流れの中であつたと思います。

しかし、考えてみると、アメリカの会社法に見られますように、債権者の保護は、何も資本の金額に必ずしも左右されない。やはり問題は、会社としての活動の中身、そういうものが債権者として一番大事な問題であつて、いわば形式的な資本の額というよりは、要するに活動の中身、こういうことが株式会社の中で認識された、しかも、アメリカ流のそういう考え方が日本でも徹底されてきた、こういうことが一番大きな理由でございます。

○鈴木(康)委員 債権者保護についてはちょっと

後ほどお伺いしたいと思つたんですが、今、資本

金がなくとも債権者の保護を図れるのではないか

ということをございました。じゃ、具体的にこれ

からどういうふうに債権者保護を図っていくんで

しょうか。

○滝副大臣 基本的には、債権者保護は、今度の

会社法の中で考えているのは端的に言うと二つあ

ると思うんですね。

一つは、資本の流出を、社外に出ないよう、

株式配当するときに最低の三百万円を資本金とし

て持つていいところは株式配当はできません

よ、そういうような歯どめが一つ。それからもう

一つは、経理の中身の透明性を図るために公告を

する義務を課している、こういうようなことでござります。

○寺田政府参考人 今、副大臣から申し上げまし

たとおりなんのございますが、もともと設立のと

きに三百万円なりあるいは一千万円なりという資

本金を、これは全く名目上の金額でござりますけ

れども、要求するというのは、ヨーロッパにはそ

ういう一つの考え方があるのですが、これは徹底

すればもとと実質的に高い金額を、しかも会社の

中にその金額を必ず留保しておかなければならぬ

という形での規制なら、それは債権者の保護に

とつてある種の意味はあるかと思います。

しかし、こうなりますと逆に非常に窮屈なこと

にはなるわけで、そこにヨーロッパの会社法の一

つの問題点があろうと言っているわけでございま

す。日本の今の、平成二年の最低資本金の制度

というものは、設立のときに要求はいたしますが、

その瞬間に会社から財産が流出しても、それは一

向に何の規制もない、会社を閉めてしまわなきや

いきないようなことは全くないわけでございま

す。

そうすると、債権者からいたしますと、当初の

最低資本金の額の要求というのは全く名目上のこ

ものですから、そういう意味で、最低金額の三百

万

今

の

有

限

会

社

の

資

本

金

で

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

く

つ

ものをつくりまして、猶予期間を置きますけれども、いわゆる最低資本金の規制なく会社がつくられるようになつたわけであります。この法律によつてどれくらい新しい会社がつくられたのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○小此木副大臣 委員が言われました特例制度ですが、平成十五年の二月から創設されましたけれども、これまで約二万三千社の会社が新たに設立されております。

○鈴木(康)委員 それは、この制度があつたからできたのか、あるいは制度がなくてもできたのか、どちらなんでしょうか。制度ができることによって二万三千件分上乗せになつたのかどうか、その点、お伺いしたいと思います。

○小此木副大臣 これは法務省の民事統計月報といふものによる株式会社、有限会社の登記件数と比較したものであります。平成十五年は全体の約九万四千件のうち特例による起業約八千五百件、平成十六年には全体約九万八千件のうち特例による起業は約一万二千件となつており、新規登記件数を約一割押し上げる効果があらわれているという、この数字から見ますと、私はこういう制度があつてできたものだと思います。

○鈴木(康)委員 では、この制度によつて新しい会社ができた、これによる経済効果あるいは雇用創出効果はどのくらいだつたでしようか。

○小此木副大臣 先ほど申し上げたように、一割程度押し上げる効果というものは経済効果だとうふうに思つておりますけれども、また、平成十六年四月に取りまとめた最低資本金特例実態調査に基づき大まかな推定をいたしますと、本特例制度を利用した起業により、当該時点で既に約四万人規模の雇用が創出されていると推定をされています。平成十六年四月に取りまとめた時点で八千五百四十五社が設立に至つているということで、現在設立された、先ほどお答え申し上げた二万三千社に当たはめますと、九万人の規模の雇用を創出しているというふうに推定されますので、これも経済効果としてはあらわれていると存します。

○鈴木(康)委員 私も調べたわけではないので軽々なことは言えないかも知れませんが、雇用がふえた数字はどういうふうにとられたのか。

この制度を使って新しく会社をつくった方、たしか会社員の方が六割ぐらいだつたと思うんです。が、随分これは、週末起業という、会社に勤めながらサイドビジネスいろいろな仕事をしていらっしゃる、こういう方が、ちょうど資本金も要らないや、そういう経費もかからずに法人成りができるから会社をこの際つくろうか、こういう人が多かつたんじゃないかな。果たしてどれだけ純粹に雇用創出効果があつたのかということについて甚だ疑問なんですが、そこら辺はきちっとお調べになつたんでしょうか。

○小此木副大臣 おつしやるよう、六割程度の人が以前の職業が会社員ということでありましたけれども、大体これは、今の数で申し上げますと、三人から四人の従業員を抱えているという統計が数で出ているということから、推定で申し上げたということをございます。

○鈴木(康)委員 従業員数を見るとゼロ人あるいは一人という人がほとんどであります。二人、三人という人はそんなにいないと思うんです。

○鈴木(康)委員 二人、三人というのは、私の推測ですけれども、例えは今何か企業をやつていて、ちょうど特例制度があるからちょっともう一つ法人をつくるつておこうかなんといつて、新しい事業を始めるとときに既存の法人をベースに、これは代表者はできませんけれども、たしか役員の人ならそれをつくれたはずですね。ですから、そういう形での設立であつて、個人でやつた人というのはほとんど従業員はないと思つんですが、その点、どうでしようか。

○小此木副大臣 あくまでもこれは正確な数じやなくて推定でございますけれども、それだけ、二万三千社が設置されたということは、まず経営者が二万三千人以上いるということでありますけれども、その中から従業員の数を聞いたところ、二

て、確実なところは改めて御報告してもよろしいと思います。

○鈴木(康)委員 いずれにしろ、仮に雇用がふえたとしても、問題は、その企業が持続をしなければその雇用というのは確保されないわけですね。この特例制度は、五年以内に最低資本金の規制をクリアしなきゃいけない。つまり、有限会社であれば三百万、株式会社であれば一千万の資本金を五年以内に、会社をきちっと軌道に乗せながら準備をしていく 것입니다。

これは、五年後に、二万三千社ですか、であります。会社のうち、どれくらいが法人として存続可能であると経産省としては見ているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○小此木副大臣 何度も申し上げますが、現時点まで二万三千社が設立された、そのうち千六百四十四社については会社設立後の増資により早々と所要の資本金額を満たしております。逆に業するに至つてはありますけれども、この程度の解散があつたということ。

そして、特例制度利用者が皆その事業を円滑に存続、発展させられるのか否かという点につきましては、一義的には制度利用者の皆様の自助努力によるべきものでありますけれども、仮に事業が所要の資本金額に増資できるほど拡大するまでには至らずとも、合名会社や合資会社といった資金を必要としない会社組織形態に移行できると金を必要とする場合に移行できるといつた道が設けられています。

したがいまして、堅調に事業を営んでおられる制度利用者であれば十分存続が可能となるような措置となつてはいると考えております。

○鈴木(康)委員 それは、資本金要件が満たされなければ合名、合資という選択もあるかと思ひますが、私は自分で多少ちっちゃな会社をやつてみたい経験からいって、片手間で企業経営できるようなものじゃないし、結構これは大変なんですね。これは大学入試に例えていいかどうかわからな

会社をつくつて軌道に乗せていくというのは。いただいた資料によりますと、この制度を使つて法人をつくった人の状況を見ますと、もともとそういう業を起こす意思はなかつたという人が一

四%、起業には興味があつたけれども会社までつづらうと思わなかつたという人が三一%、両方で四四%、五〇%弱ぐらいあるわけですね。その程度の意識で会社なんて、ずっと続けていくというのは大変なんですよね。

あるしにせの社長から私言われたことがあります。ですが会社で一番大変なのは永続させることだ、継続して会社を經營していくというのは一番大変なんだと。次が利益をきちんと出していくということ。大きくするなんというのは時流に乗ればぱつとできるようなことがあります。だから、やはり続けるということは非常に難しいと思うんですね。

そこで、今回は五年たてば結果が出るわけですね。私は、この最低資本金規制を撤廃するのがいいのか残すのがいいのか、それは十分結果を見た上で判断すればよかつたんじやないかなと。むしろ、私は、経産省が、このままいつたらほんどうが決して解散しなきやいけない、そんな事態になる前にこの制度を恒久化しようというようなことをたぐらんだんじやないかというふうに思つてしまふのですが、そういうことがあつたのかなかつたのか、ちょっとその点だけお答えいただきたいと思います。

○小此木副大臣 私自身にはございません。参考によつては、経産省がつくつたこの特例制度というのは非常にいいと私は思つます。参入はしやすくして、きちっと中で努力すれば、いずれ資本金をクリアして法人として立派にやっていく、そういう制度であります。

いんですが、平成二年の商法の改正というのは、ある意味で入試を非常に難しくした、資本金をふやして。だから、入試は難しいけれども、それに合格をすれば、後は何とか会社としてやっていくる、でも、努力しないといずれつぶれるかもしれない。日本の大学みたいなものですよね。

この経産省さんがやった特例制度というのはアメリカの入試みたいなもので、入学は非常に簡単だけれども、卒業試験で資本金制度をクリアしなきゃいけない。だから、中で頑張らないと法人としてやっていけなくなるわけですね。こういうものは非常にいいと私は思うんです。

今回の改正は、入試も易しくし、卒業試験もなぐちちやうんですね。では一体どこでそれをチェックするんだ。毎年毎年成績を発表するといふけれども、その成績発表もそれぞれの会社に義務づけられ、罰則が今後厳しくなるのかならないのかもわからぬということでありまして、私は、どうもやはり、妙な会社が乱立をする、あるいは債権者保護がきちんと守られないんじやないかという危惧をするわけであります。

そういう意味で、私はむしろ、経産省が今やっているこの特例制度を恒久化して、会社をつくるときは最低資本金を撤廃して、どうぞ御自由につくつてください、そのかわり、五年以内にきちんと資本金をクリアしてくださいよ、これは考えようによつてはいい制度だと私は思うんですけども、こういうふうに変更するという考えはないのか、あるいは、そういうことを言われた専門家の方はいなかつたのかどうか、ちょっとその点をお伺いしたい。これは法務省と経産省と両方お願ひします。

○寺田政府参考人 そういう考え方がなかつたかという点でございますが、これは現にそういう法制が、経済産業省の法律ではございますけれども存するわけで、それは一つの考え方だらうといふには思ひます。

ただ、私ども今回御提案申し上げているのは、そもそも資本金というものと債権者にとってのそ

の意味をといふものももう少し厳密に考えてみると、必ずしも資本金が多いあるいは資本金が少ないということによって債権者の保護が図れるか図れないかと、いうことが一義的には決められないぢやないかということを申し上げているわけです。むしろ、再三にわたって恐縮でございますが、債権者の保護というのは公示を中心とした別のやり方があり得るということをございます。

そうであれば、あえて資本の機能として、途中からでもあれ、それをクリアしないと会社として生き残れないということを一律に決めてしまう、そういうこともあり得ないわけではありませんけれども、今申し上げた考え方からすると多くの企業のニーズということに必ずしも対応できないのではないかということから、今回はこのように一律資本ということと債権者の保護ということを別個に考えてみるということで、割り切る方がいいのではないかということで御提案を申し上げているわけでござります。

○小此木副大臣 債権者保護のあり方ににつきましては今答えがありました。これまで法制審議会等々で、また本国会でも議論されていることというふうに思っています。

経産省といたしましては、先ほどから答弁を申し上げておりますように、平成十五年から始まりました特例制度でもやはりこれだけの経済効果があつたというふうな思いから、さらにこういったものを活性化させていくためにも、こういった最低資本規制の撤廃、今会社法が議論されておりますけれども、こういったものは好ましい措置であろうというふうに存じております。

○鈴木(康)委員 時間が参りましたので質問を終わりますけれども、堀絣一さんが、今度の会社法に関する、雑誌の記事の中で、アントレプレナーに対する尊敬のぐあいというのは、アメリカは九〇%の人が尊敬するというんですね。日本はこれがたつた一割しかないんですよ。つまり、最低資本を撤廃したって、ベンチャーナンカ生まれでこないし、インキュベート機能なんかないんです

いかなきやいけない。これはまたぜひ経済産業省の方で頑張つていただきたいと思いますが、もう一つ、専門家が、やはり最低資金をクリアできないような人は経営をやらせたつてダメだと言つてゐるんですよ。私も、自分でやつていた感覚でいきますと、三百万や一千万のお金を集められないような人は、やはり会社をやっていくのは大変だと思いますよ。

現実のそういう実態を考えしていくと、私は、これからこういうことになつてくると、では、だれと取引するんだというときに、もう信用できないうから、おたくの資本金は幾らですか、創業して何年ですか、あるいは三年間の決算書を出してください、そういうふうに、相手先の信用をきつとチェックしないと商売してくれないような、そういう新しい会社の人たちにとつてむしろ厳しい時代が逆に現実には来るんじゃないかということを危惧しておるわけであります。

そのことを申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○吉野委員長代理 次に、伴野豊君。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○塩崎委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○塩崎委員長代理 では、速記を起こして。

○伴野委員 伴野豊君。

○伴野委員 私も好きでやつてゐるわけではございませんので、何度も薄いイエローから順番に出させていただいているつもりでいるわけでござります。御事情も大体推察するところでござりますが、しかしながら、院の権威というのもございますし、この法案も本当に明治以来の大改正ですよね、大臣。この間やつと監獄法が終わつたということで、私も視察させていただいた千葉の刑務所のあの食事というんですか、あれの味もまだ忘れられない中で、またヘビーな、すごい重いのが控えていたという、大臣も大変で泣く思いというよ

いくらいでござります。

もうこれは千条といって、さつきも、NTTのタウンページじやないですかけれども、事務所へ届けられたときはびっくりしました。抜本的改革ということで、片仮名表記を改めるということなんですねけれども、片仮名表記を改めようと思ったら、最近いっぱい片仮名が飛び交っていますね。御案内のように、きょう決着がついた、余り個別の案件は取り上げませんけれども、何とかビルとかホワイト何とかとか、あと何でしたか、ゴーレムじゃない、何かもう忘れちゃったぐらいですけれども、何かお酒の名前なのか、どこかのお店にあるような名前がどんどん挙がる。皮肉なものだなと思いつながら私も勉強させてもらつたわけです。

ある面、私のような浅学非才が申し上げるのは大失礼なんですが、この委員会の中でも、この千条を論理的に組み立てて、千条を、あそこを見て、ここを見て、ああ見ると、ああ、こうなると全部会社はうまくいくんだというようなことが本当にわかりになつてるのは局長お一人じゃなかなというようなことをうがつてみたり。どこかに間違いが後で出てきたって、何がありましたよね、これは、どこかに間違いがあつたら委員会 자체もちょっと看過できなくなつちやいますので。

だから、私もちよつと、サラリーマンからこの世界に入ったときに、いわゆる永田町の常識に対して、質疑のあり方と討議のあり方、それから設備のあり方も本当にこれでいいのか。正直言つて、例えば最近の、これも上場会社と特定しているのか、普通、会社で意見交換するなりあるいはディベートなんかするときは、大抵プロジェクトとか何か用意して、パソコンたきながら、いい、これ見て、これ見てと言つて、大体ビジュアルと言葉と、全部五感を使ってやるんですね、プレゼンという。

多少、プレゼンテーションにとらわれちゃつて本質を見忘れるということもなきにしもあるはずない

んですが、今どき電話帳みたいなのが七冊ぐらいばんと来て、はい、勉強しなさいというのは、しかも、例えば百四十三条といったときに、あれを一生懸命、どこに入っているかわからないよな、もうそんな時代じゃなくて、パソコンで百四十何条といったらほんと出てくる。皆さん方のテープルの上にもパソコンか何かあって、紙の文化というのも大事ですし、紙を選択しなきゃいけないということもあると思うんですね。だけれども、資料を出すにも一々理事会で紙を出してといふ時代じゃないんじゃないかな。冒頭にそんなことを思いながらも、そういうことをいろいろ今回考えながら、大改正を迎えるんだなどということを考えております。

だから、一方で明治以来の大改革、なかなか今まで、改正したくても、片仮名表記すらと言った大変失礼ですが、それもできなかつた、ある意味歴史的な大改革をやるときに、国会で一ヶ月足らずにもならない期間で本当に審議しちゃつていのつかなんといふことも思つてみたり、いや、早くぼろが出る前に全部通してしまえといふ民政局長の陰謀もあるんじやないかといふこともうがつてみたり。だから、いろいろ考えますと、大臣、これはやはりじっくり、ちょっといろいろ議論させてください。

きょうは、民主党の最初の質問の日でございまので、最初の質問は余り中身の細部ではなくて、理念的なことを少し大臣にお聞きして、そして会社法のあるべき姿や、時間が許せば細部に入つていただきたいと思っております。

今回、言葉もいろいろ表記を変えたといふことでござりますけれども、私ごとで恐縮なんですが、我が家ではカブといったら野菜の方を指しました。いや、これは冗談じゃなくて、本当にうちみたいな貧乏人の一家はそんなものなんです。嬉しい事で、兄貴が大学を出てある上場会社に入つたときには、何とか会社の社員になつたといつて喜んでいて、私、十年違うんですけれども、兄貴はそれで、たしかそのとき中華料理がなんかみ

んなで食べて、よかつたね、だれだれちゃんといつて、みんなで家族でやつていて、十年年下の私はどつちかといふとひがんでいたんですよ。私は中学一年生。

それで、中学一年生で、授業で社会科で、社員とは株主のことである、会社員というものは使用者あるいは従業員だと。おお、これだ、ちょっとと兄弟員だよ、わかっているか、株を持つて初めて社員だよと言つたんです。

広辞苑なんかを引いても、社員といつて、会社でも社会通念上、社員といつてびんとくるのはやはり会社員の方じやないのかな。だから、そういう社会通念上と、やはりこの言葉の使い方もできるだけ合わせていつていただいた方がいいんじやないかな。片仮名表記も合わせてやつていかれるんだつたら、そういう社会通念上に使う言葉の方を優先して、法律上は確かにそうなのかも知れないと、商法ではずっと、社員といえばそうかもしないです。いろいろ詳しい方に聞くと、社団法人の構成員の方が先に社員ということで決まって、株式会社ではそれを株主というんだというようなこと。だから、確かにそななのかも知れませんが、このままでは、普通通念上は、言葉は、社員といったら一般的な

○伴野委員 言語学者で有名な金田一さんも、最近の若者の言葉の乱れとかといって、私もどちらかというと若者の言葉が乱れているなと思う口なんですねけれども、その方がおっしゃるには、やはり使つてゐる言葉が生きた言葉なので、それを乱れているということではないんだ、ずっと言葉と

いうのは生きていて、使われてゐる言葉こそがやはり一義的なものになるべきだということをおっしゃつていたのです。

確かに、歴史的なこういう条文の法案の中に出る言葉というのはずつといろいろな兼ね合いであるかも知れませんが、やはりそういう通常で使つてゐる口語体、普通の言葉をどんどん法案の中にも取り入れていつていたくことをぜひこれからお願ひしたい。

そう思つてずっとこの法案を読んでいつたら、もつとびっくりしたことがあつて、合同会社の社員は、やむを得ない事由があるときは、定款の定めにかわらす、退社することができるものと。退社なんて、社員はいつでもしているじゃないか。いやいや、これは冗談じゃない。私は、理念上いつも、法律というものは義務教育を受けた人がさつと読んでわかるようにしていかない、専門家なりあるいはなれた人しか読めないといふのは本当の法律じやないと思っているんですね。

そういうのがさつと読んでわかるようにしていかなければいいといふようなことを言つたかもしれないが、法律をさわれるるのは本当にプロしかされなかつて投票には自分の後援会の人だけが行つてくれればいいといふようなことを言つたかもしれないが、法律をさわれるの本當にプロしかされないということにすればどんづん法律家の方へ求めが行くわけですから、それは本当の法の趣旨じやないと思うんですね。平易な言葉でできるだけ、仮に千条あつても楽しく読めるぐらいの工夫はしてもらつてもいいんじゃないか。感想

がわりに申し上げておきたいと思います。

次に、また理念のお話で申しわけないんですが、やはりこの辺、ちょっと押さえさせていただかな

いと、大臣がどういう会社法制をつくりたがつて

ざいますけれども、今先生がおつしやつたように、いろいろな項目に分かれています。そういうた

御審議いただく、もういただいているわけでございませんけれども、今先生がおつしやつたように、いろいろな項目に分かれています。そういうた

意味では、本当に一つ一つ真剣に検討していくかな

けれども、それは一つの基準に沿つていて、ターム

であるというふうな解説もできると思つております。

○南野国務大臣 本当に、千条もある法案を今から御審議いただく、もういただいているわけでございませんけれども、今先生がおつしやつたように、いろいろな項目に分かれています。そういうた

意味では、本当に一つ一つ真剣に検討していくかな

けれども、それは一つの基準に沿つていて、ターム

であるというふうな解説もできると思つております。

○伴野委員 言語学者で有名な金田一さんも、最

近の若者の言葉の乱れとかといって、私もどちらかというと若者の言葉が乱れているなと思う口なんですねけれども、その方がおっしゃるには、やは

り使つてゐる言葉が生きた言葉なので、それを乱れているということではないんだ、ずっと言葉と

いうのは生きていて、使われてゐる言葉こそがや

りはり一義的なものになるべきだということをおっしゃつていたのです。

確かに、歴史的なこういう条文の法案の中に出る言葉というのはずつといろいろな兼ね合いであ

るのかも知れませんが、やはりそういう通常で使つてゐる口語体、普通の言葉をどんどん法案の

中にも取り入れていつていたくことをぜひこれ

からお願ひしたい。

そうじやなきや、やはり法律というのはどんど

ん難しくなつてしまつて、今まで知識を持つて法

律を運用している人は、ある面、そういういえば、ど

なたかが投票には自分の後援会の人だけが行つて

くれればいいといふようなことを言つたかもしれ

ませんが、法律をさわれるの本當にプロしかさ

われないといふことにすればどんづん法律家の方

へ求めが行くわけですから、それは本当の法

の趣旨じやないと思うんですね。平易な言葉でで

きるだけ、仮に千条あつても楽しく読めるぐらい

の工夫はしてもらつてもいいんじゃないか。感想

がわりに申し上げておきたいと思います。

次に、また理念のお話で申しわけないんですが、やはりこの辺、ちょっと押さえさせていただかな

いと、大臣がどういう会社法制をつくりたがつて

ざいますけれども、今先生がおつしやつたように、いろいろな項目に分かれています。そういうた

意味では、本当に一つ一つ真剣に検討していくかな

けれども、それは一つの基準に沿つていて、ターム

であるというふうな解説もできると思つております。

○伴野国務大臣 本当に、千条もある法案を今から御審議いただく、もういただいているわけでございませんけれども、今先生がおつしやつたように、いろいろな項目に分かれています。そういうた

意味では、本当に一つ一つ真剣に検討していくかな

けれども、それは一つの基準に沿つていて、ターム

であるというふうな解説もできると思つております。

○伴野国務大臣 本当に、千条もある法案を今から御

されども、お金だけのやりとりで会社の仕組みができるいくとすれば、確かにグローバルスタンダードというのがあつて、それに合わせていかなければいけないという面も冷静に判断される部分があると思うんですが、私は、そこに人というものを据えない会社というのはやはりうまくいかないんじゃないのかと思いますし、日本の会社といいうのはぜひ、お金よりも人を中心と考えていただきたい方が、日本的な経営、ジャパン・アズ・ナンバー・ワンという時代もあつたと思いますが、そのあたりのところをお考えいただく会社法制の方がいいのかな、そんなふうに思つております。

これは、ちょっと趣味的な質問で申しわけないのですが、私は、やはり行き過ぎてはいけないと思いますが、会社というのはすべからく公的な要素を持つべきだと思うんですね。運命共同体的なものを持つべきだし、それから創造の場所であり、自己実現の場所であり、人間が社会的動物である場所だと思うんですよ。それを、空中戦のような、お金だけのやりとりをしているような場所になってしまったら、私は、「プロジェクトX」で生まってきたような人たちは生まれてこないような、日本の特質というものは、日本の文化というものはやはり支えていかないんじゃないかなと思うんです。ですが、大臣、大臣ならどんな会社をおつくりになりたいと思いますか。ちなみに、株は現在お持ちかどうか、そんなこともお聞きしたい。

○南野国務大臣 本当に、先生が「プロジェクトX」の時代であるとすれば私はもっともっと遠い時代でありますので、その中では労働、働くということ、汗するということころがやはり自分のワーカーということにつながっていくというふうに思います。

株式のお尋ねでござりますけれども、日本看護協会の出版会がございますが、その出版会の中で、援助というか、あれをしてほしいということで株を二百株ほど持っております。それほど多くの株ではございません。それを持っております。

会社という問題については、このたびの法案の

中でも四つの名前に統合しようというふうにしております。会社というのは、もちろん株主の人、株主の一つの大きな利益を目指すところであろうかと思つておりますけれども、利益は、株主だけではなくそこにともに働く人たち、さらにまた社会でその株式を利用していただく方々、その方々も一緒に利を得なければならぬと思いますし、一遍設立した株式会社が倒産せずに長もちするということだが、これまた大きな株主の役割でもあるうかな、これはみんなで運命共同体にならうといふふうに思つておるわけでござります。

○伴野委員 これは私の思い込みかもしれません

結納税を選択可能にしてきております。商法だけ、これはドイツ商法の流れということも伺っておりますけれども、なぜいまだに単体主義を貫かれるのか。お改めになる必要があるのかないのか、今後の方向性とあわせて、それが日本のだと言わればそれまでなんですが、なぜ現在の商法は単体主義に基づいているのか、私は連結にてもいいような感じがいたしますが、このあたりをお答えいただけますでしょうか。

○寺田政府参考人　これは、委員のように広い意味で会社法制度をおとらえになりますと、確かに、今日、会社は単体として成り立っているのではなくて、さまざまなその周辺を取り巻く、結合体になしているわけでありますから、そういう規制についてのつまびらかさ等ござります。

について単体ではなくて連結で考えていくべきだ
という考え方は、それは先ほども申したようにあります
るわけでござりますけれども、その場合には、例
えば会社から見た子会社の含み益というものをどう
いうふうに評価するかということを初めといた
しまして、さまざま難しい問題がござります。
私どもも今後そういうことにも勉強を怠らないト
うにしていきたいとは思つておりますけれども、
なかなか難しい問題だということは御理解いただ
きたいと思います。

○伴野委員 難しい問題なので質問させていただ
いたのですけれども、ぜひ御尽力いただきて方向
性を見出していくただければ、そんなふうに
思います。

それと、せっかくですから、今民事局長にお立
ちいただいたので、確認なんですがれども、今回
の会社法の日本的なところはどこですかといふ
思います。

尋ねを以前したときに、監査役やあるいは今は今回新たに入れられる会計参与というようなところが日本独特のものだというお答えをいただいた記憶があります。それはよろしかったですか。

○寺田政府参考人　監査役制度そのものは外国にもある制度でござりますけれども、日本のよう監査役が業務監査をする、それから経理の監査をするということが、それぞれ分けて考えられていいということは余りないので、これは日本独特のものかなというふうに思いますし、会計参与については、今回、税理士、公認会計士の皆さんを対象につくりました新たな制度でございますが、これは日本独自のものでございます。

○伴野委員 ありがとうございます。これは最後の質問にかかるものですから、あえてちょっと質問させていただいたのです。

時間が許す限り、もう一つ、国益を損ねるMアンドAに対する対抗策は何ぞやといふところを、ちょっとお聞きしたいのです。

きょうの本会議での議論の中でもいろいろお話をございましたけれども、ルールにのつとればあとは何をやってもいいというの私は考え方として

では余り好きな考え方ではないのです。ビーンボールもルールのうちだと言つた人がいますけれども、私はやはりちょっと違う考え方を持つてゐる人であります。アメリカのお話なんか聞いてみると、やはり敵対的な、最初から敵意満々のMアンドAは最近ではアメリカですらうまくいっていらないというお話があるのです。

ここへきて私がちょっと心配になるのは、一年の猶予を与えるということでございますけれども、国益を損ねるMアンドAに対する対応というのは、やはり国としてしっかりと心配になるのは守らなきやいけない。上場企業だったらどこから大きな資本が入ってくれればやられるのだというのはわかりやすいといえばわかりやすいのですが、この辺は国家として国益を守らなければいけない。

このブラックボックスの技術は、とれちやいけないといつてはあれなんですが、行つてはいけないB国にA国を関与して見込みで売り抜けられたりとか、そういうことをされないために、国益を損ねるMアンドAに対する対抗措置、防止策といふのは今回どこで読めばいいとお考えですか。

○寺田政府参考人 これはなかなか難しい問題です。

といいますのは、国益というのがまず何かと

いうことでございまして、例えば国防的感覚の國

益と申しますか、仮に今すぐこの企業が企業とし

て成り立たなくなつていくとということになると社

会全体にどういう影響を及ぼすかという意味での

国益ということになりますと、これは組織法だけ

では対応できない問題でござります。したがいま

して、外国でもさまざまな工夫をいたしております。

ただ、もう一つのレベルで、健全な企業基盤を

つくるということが今日の資本主義社会の一つの大

きなベースになるわけでございますけれども、

そういう意味での国益ということになりますと、

これはやはりMアンドAというのも資本の効率的

な運用ということでは有用な部分があるわけでござります。現に、昨今さまざま論じられている問題の中にも、結局、経営陣がどちらかというと経営層に対しましてそんなに鋭敏でない場合に、やはりMアンドAというのが一つの刺激策になつて会社の価値というものを高める方向に行くということが一つ指摘をされているようなところからもう一つがかかるわけであります。

そういう意味での国益ということで考えます

と、やはりできるだけ合理的なMアンドAという

ものに対する道はふさがないといふことも一つの

重要なポイントだというふうに思われますので、

今回、買収が行われた後に、完全に親会社、子会

社という形を維持したまま合併ができるよう

する、例えば合併の対価の柔軟化というような手

法を導入することが可能になるわけでござります

けれども、こういうことも広い意味ではそういう

国益になつたことだらうというふうに理解をい

たしております。

○伴野委員 これ以上突っ込んでいきますと時間

がなくなりますので、多分また立たせていただけ

るときがあると思いますので、そこにゆだねたい

と思います。

○鈴木議員とダブらないように質問したいと思つ

てましたんだけれども、先ほどの決算公告のところ

で、これは後ほどまたゆっくりやらせていただき

ければと思うのですが、やはり聞いておりまして、

ちょっととがつかり。先ほどの鈴木議員の言葉をか

りれば、入り口は随分簡単になつてきたわけです

から、その途中の成績のチェックや、あるいは一

定の卒業を与えるというようなランクアップのと

くには、やはり私はここは厳しくしていいんだと

思つんですね。ここを厳しくしないと学生が育た

ないよう、企業も育たないと思うんですね。

何を言いたいかといいますと、先ほども監査の

部分とかあるいは会計参与の部分といふのは日本

独特の、ある面いい部分だと私は解釈したいと思

いますし、その透明性や信頼性を高めることに

よつて会社が強くなつていくということはいい方

向性だと思います。

今回、これまで社会通念に戻りますと、やはり普通の人は、株式会社という名刺の社長とくる

ことです。これは一番大切なことであろうと思つております。

○滝副大臣 委員おやりになつておられるということ

でございますけれども、実際の収支報告をつくる

ときに、毎月毎月税理士さんへ来てもらって、伝票とか日計とかそういうものをベースにして、毎月、月々にやつてもらうというのは、一番簡便で

私はいいと思っておるのでありますけれども、そうすると、うちの事務所のよう年に年間の資金の流通量が少ない団体でどんなものだろうかということを、いつも気が引けているものですから。ですから、やはり月々五万円とか十万円払うのは何かもつた

から会計帳簿を会計士さんあるいは税理士さんと一緒につくつしていくというようなことを奨励され

ていく方向になつっていくわけですね。

これに對して、やはり一番見習なきやいかなのは政治家でございまして、我が党もですし、私自身も自分の支部に今回初めて税理士さんを入れました。正直言つてどきどきですけれども、その緊張感というのは、終わつた後、ちゃんとやはりこれは有限責任でされども、会計士さんも、税理士さんも、これらは有限責任で隠したりなんかしたこと

それにはこちらが意図的に隠したりなんかしたことまで見抜けなければ、それは罪はあるわけでは

ないわけでして、されども、きちんと照らし合わせたことに対して、その道のプロといいますか、その道の資格を持つた人が太鼓判を押す。このこ

とはやはり政治家も積極的に、会社に求めるなら、總支部の会計も、事実上その税理士さん見

ていただいた上で党本部に上げまして、党本部の經理局の方でチェックをした上で届け出をしておりますので、これ以上やる必要は私自身は感じております。

○伴野委員 いずれにしましても、会社も我々も、御自身の政党支部を、今後、公認会計士さんある

いは税理士さんによつてチェックをさせるか否

か、そんなことをお考えをお聞きしたいと思つた

あります。

○塙崎委員長 次に、津川祥吾君。

○津川委員 民主党的津川祥吾でございます。

私も、同僚議員に引き続きまして、会社法案等につきまして質問をさせていただきます。今、伴野筆頭からもお話をありましたが、私もまた後日もう一度質問させていただくなつてありますので、きょうは特に、前半の一一番最初の部分ですね、総論なり設立関係の部分に焦点を絞りながら質問をさせていただきますが、まず、質問通告以外でちょっと一つだけ質問させていただきたい、申しわけないのですが。

けさのニュースで、今も若干触れられましたけれども、例のいわゆるライブドアの件で、和解になつたということがございました。以前、大臣にもこの件について若干触れていたいたいこともございます。当然この会社法にも関係をしてくるところであります。

この会社法の大変大きな意味として、日本の中で株式会社というものをどうやって位置づけていくのか。特に、さまざまの評価があるところですが、いいか悪いかは別として、少し日本の的な独特な株式会社制度になつてきたということはやはり否定できないところで、これはやはり国際的なルールに沿つた形の、そういった株式会社制度についていかなきやいけない。

同時に、この株式会社制度を整備し直すということは、証券市場を十分に活用する、こちらの制度も当然のことながら整備をし直さなきやいけないといふことだと思います。

今回のいわゆるニッポン放送絡みの話はこここの部分に非常に直撃をする話でありまして、まあ、だれが悪いかいかという話はもちろんここではしませんけれども、昨日の段階で三者が合意を得られて和解に至つたという報道がありましたので、この件についての大臣のコメントをいただければと思ひます。

○南野國務大臣 結果的には、和解ができたといふことで、いい形に調つたといふうに思つてお

りますが、いろいろな株に対する考え方があつて、本当に、黄金株とかボイズンピルだとか、いろ

いろ新しい言葉がどんどん飛び交つてくることに

ついて、一般国民も、株つて、ああこんなものかなど、関心が高まつたといふうに思つております。

そこで、国民の関心の高まりがこの会社法の審議に大きく影響してくるのではないかとも思つてお

りますので、そういう意味では今回の会社法の審議にとつては大変いい方向を国全体で示しても

らつたなというふうにも思つております。

○津川委員 対立している方々が合意をして和解を得られるというのには、これは一般論からすれば

ようございましたという話なんです。つまり、若い経営者、新進気鋭の経営者と、少し、どちらか

といふと旧態依然としたと思われる、そういう印象を持たれるような会社とが何か闘つて、どつち

がいい悪いは別として、それが最終的に和解になつたんだから、まあよかつたかといふ。

ただ、こういう認識は、実は、株式がどうあるべきかとか証券市場がどうあるべきかということはちょっと違う話だと思つうんですね。まさに、

これが一つ、さまざま問題提起をしていただきたいという意味では今大臣がおつしやつたとおりだ

と思うんですが、ただ、これはまさにけさの報道ですから中身はよくわかりませんけれども、報道によりますと、合意事項で、これまでライブドア

が持つっていたニッポン放送の株をフジテレビに売却するという話ですね、そのほかいろいろされる

そうですが、ライブドアが持つている、これは正確に言うとライブドアではなくてライブドアの子

会社の子会社だそうでありますけれども、ライブ

ドアが持つっているニッポン放送の株をフジテレビに売り渡して、それで和解ができる、ああ、よかつたよかったです。こういう認識はちょっとと問題がある

と思うんですね。

局長、ちょっとよろしいですか。まさに、今の表現によりますとこれは市場外取引になりかねない

し、それから、公開買付けをやるのかどうか、まだよくわかりませんけれども、この譲渡のあり

方、売却のあり方についても、法律には触れないけれども、しかし、あるべき証券市場の姿からす

る問題があるというような、そういうやり方は

など、関心が高まつたといふうに思つております。

そこで、国民の関心の高まりがこの会社法の審議に大きく影響してくるのではないかとも思つてお

りますので、そういう意味では今回の会社法の審議にとつては大変いい方向を国全体で示しても

らつたなというふうにも思つております。

○津川委員 重大な関心を当然しつかり持つてい

ただきたいと思いますし、やはり、私ども一般の国民からすると、日本人は特に株について疎い

者だけの解決、よくよく見たら当事者の中に、個人の株主、債権者はやはり蚊帳の外という話にな

りかねない。

これは、今まだ新聞報道、マスコミ報道ですか

ら、これでいい悪いとは言えないと思うんですが、このあり方について、最低限どういったルールを

踏んでいただかなければならぬかということに

ついては、ちょっと民事局長、コメントいただけ

ますでしようか。

○寺田政府参考人 ちょっと個別案件について私どもの方からいろいろ申し上げるべきでないこと

だらうと思いますが、ただ、株式会社法制とい

ますのは、先ほど申しましたように、団体をどう

組織して、どういう機能を持たせるかということ

でございまして、具体的には、有限責任の問題で

ありますとか、あるいは経営者と出資者との間の

役割分担がどうあるかということがござります。

他方、それとは離れて、一番重要な問題は出資

者が一体どういう人であるべきかということで、

それは、株式会社においては原則自由譲渡であり、非常に複雑なメカニズムになつております。

かつかな会社においては御承知のように上場と

いうことがあって、市場性を持つ株というものを

中心に出資者というのが構成されている関係で、

証券取引法が日本ではこれに関連する法規制であ

りますけれども、それが非常に重要で、商法と証券取引法が非常に密接に関連する部分が出てまい

ります。そこは、今の問題にかかる問題だと多

分思つてござりますけれども、私どもして

も会社法制をつくるに当たつて重要な関心を持た

ざるを得ない部分であります。

具体的には、それはもちろん所管の総務省の方

でいろいろお考えになることであろうと思われま

すけれども、そういうルールがあり、そのルール

に基づいてその後のいろいろな当事者間でのお話

し合いなり処置がなされたということについて、直接コメントは申し上げませんけれども、そのあ

り方については私どもも重大な関心を持つて

いることを申し上げます。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

最低資本金制度につきましては、平成十五年二

月、制度が創設をされまして、これまでに二万

三千社の会社が新たに設立されるに至つており

ます。

この二万三千社のうち、八千五百社が平成十五年、一万二千社が平成十六年に設立をされており、ところでございますが、法務省の民事統計月報によりますと、平成十五年全体では九万四千件でございまして、平成十六年は全体で九万八千件でございます。これから見ますと、平成十五年、十六年、押しなべまして新規登記件数の大体一割程度がこの特例制度を利用して設立をされた会社でございまして、この一割程度の押し上げ効果があらわれたというふうに我々は考えているところでございます。

それから、雇用の点でございますが、平成十六年四月に取りまとめました最低資本金特例実態調査に基づきまして大まかな推定をいたしますと、本特例制度を利用しました企業、当該時点での時点で既に四万人程度の雇用が創出されていると推定をしております。これを、現在設立されておりますのが二万三千社でございますので、その数字が出てまいりまして、九万人程度の雇用を新たに創出しているんじゃないかというふうに推定しているところでございます。

○津川委員 法務省は法務省でお答えいただけるという話をきのういたいんですが、よろしいですか。

○寺田政府参考人 これは、経済産業省の方で今までお答えになつたところで、制度そのものは経済産業省の方で持つておられますので、私も伺っているところでは累計二万を上回る数になつたというふうにお聞きしております。

起業効果につきましては、最近、廃業率というの非常に高くなつておりますので、開業率を上回つてある情勢にあるといふうにお聞きしていられる中で、こういう制度によって開業が行われているといふうにお聞きしております。

起業効果につきましては、最近、廃業率というの非常に高くなつておりますので、開業率を上回つてあるといふうにお聞きしていられる中で、こういう制度によって開業が行われているといふうにお聞きしております。

○津川委員 まず、起業の効果でありますけれど

も、さつき言つていただいたのは、この間に起業

された数の中の一割がこの制度を使ったという話ですね。どのくらい利用されたかという話じやな

くて、どのくらい起業を促進したかということを

今伺つてあるわけですから、その数字を出してい

ただきたい、その根拠を出していただきたい。

つまり、一割の企業がこの制度を利用しましたね。でも、この制度がなかつたら起業しなかつた

のがどのくらいと推定され、しかしこの制度があるから新たな企業が生まれたんだということを

言わなければ、起業を促進したということになら

ないでしよう。そういう数字を出していただきた

い。いや、その数字が出ているものがありました

ので、そういったものを根拠におっしゃつてあるのかなと思ったのですから。それもないです。

○舟木政府参考人 お答えいたします。

平成十五年二月の制度創設以来二万三千社の会

社が新たに設立されたと申しましたのは、この最

低資本金規制特例制度を利用した会社が二万三千社でございます。

それで、先生今、では、この制度がなかつたと

したらこの二万三千社はそもそも設立されなかつたのかどうかというような御質問というように理

解をさせていただきますと、これもアンケート調

査でございますが、アンケート調査をしてみまし

たけれども、では、そうやって、この制度が

ましたけれども、では、そうやって、この制度が

あるといって一念発起されて起業された方がどう

いう会社を起こされたのか。さらに言えば、その

会社がちゃんと利益を出し継続していくのかどう

かというそこをつかり見る必要があるんだと思

うんですね、この効果があつたかどうかというこ

とについて。

今、そういう分析は多分されていないからそ

いつた数字しか出されなかつたんだと思うんです

が、やはりこの制度が本当に効果があつたかどうかをつかり検証するには、少なくとも最低限五

年、五年以内に資本金を本当に積み上げる会社が

どのくらいあつたのかといったところを相当詳し

く見る必要があると思うんです。

それに加えて、雇用創出効果が平成十六年四月の調査の段階の結果で約四万人というおつしやり方をされますね。揚げ足をとるわけじやないんで

すが、これはどうやって計算されましたか。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な計算のやり方でございますが、平成十

六年の四月に実態調査を実施し、報告書を取りま

とめたところでございます。この実態調査は電話によるアンケート調査でございます。調査対象が

八千五百社程度ですが、回答企業が二千八百社程

度でございます。

とができたということが言えるのではないかなど

いうふうに考えてるところでございます。

○津川委員 今御説明のあつた言葉そのとおり

で、その数字そのものでいつたとしても、もう起

業するつもりだった会社があるわけです。それが

促進はされました、少し前倒しはされたかもしません。だけれども、それは新たな起業じやない

でじやないと思いますよ。むしろ、最初におつ

しゃつた、全くその気はなかつたけれどもこれが

あって起業できた、あるいは、やる気があつたけ

れどもこれを知つてさらに実現できただ、そういう部分の数字だと思います。

さらに言えば、先ほどの委員からも質問がありましたがけれども、では、そうやって、この制度が

ましたけれども、では、そうやって、この制度が

あるといって一念発起されて起業された方がどう

いう会社を起こされたのか。さらに言えば、その

会社がちゃんと利益を出し継続していくのかどう

かというそこをつかり見る必要があるんだと思

うんですね、この効果があつたかどうかというこ

とについて。

今、そういう分析は多分されていないからそ

いつた数字しか出されなかつたんだと思うんです

が、やはりこの制度が本当に効果があつたかどうかをつかり検証するには、少なくとも最低限五

年、五年以内に資本金を本当に積み上げる会社が

どのくらいあつたのかといったところを相当詳し

く見る必要があると思うんです。

それに加えて、雇用創出効果が平成十六年四月の調査の段階の結果で約四万人というおつしやり方をされますね。揚げ足をとるわけじやないんで

すが、これはどうやって計算されましたか。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な計算のやり方でございますが、平成十

六年の四月に実態調査を実施し、報告書を取りま

とめたところでございます。この実態調査は電話によるアンケート調査でございます。調査対象が

八千五百社程度ですが、回答企業が二千八百社程

度でございます。

○津川委員 これがそもそも本当に新規の雇用かどうかという問題もあると思います。

先ほど指摘があつたとおり、ある企業の中で、

会社の中で、その中の一人がこういつた組織をつ

この回答をいたしました企業のうち、従業員を雇用している企業、すなわち一人の経営者だけではなくて、従業員を雇用している企業が一千八百九十四社ございまして、その雇用されている数を、

これも電話により聞き取りましたところ、合計し

ますと七千九百名でございます。したがいまして、この回答企業の二千八百九十四社、これを全体の数に、

調査対象の八千五百社に割り戻しますと、七千九百名との比率で割り戻しますと、大体四万名程度の方がこの八千五百社には雇用されているのでは

ないかという推定でございます。

○津川委員 推定はいいんですが、その推定の精度がいか悪いかはちょっとおいておいて、いた

いたいた数字は、調査対象が八千五百四十五社で回答企業が二千八百九十九社、従業員を雇用した企業が一千八百九十四社で約七千九百名の雇用でしよう。

だから、七千九百名の雇用を一千八百九十四で割つて、それに八千五百四十五を掛けたら幾つになりますか。四万になりますか。

○舟木政府参考人 この七千九百割る一千八百九十四掛ける八千五百四十五という数字といいますか、要するに、ちょっと今計算機を持っていてませんけれども、三万五千六百四十一人、これは

約七千九百名といいますから細かい数字は要らないんで、詳しい数字はあれですが。

○津川委員 私が計算間違いをしているかもしれませんけれども、三万五千六百四十一人、これは

いかもせしませんが、三万五千人ですよ。これを四年と言ふのは、ちょっと上げたを履かせ過ぎませんけれども、三万五千六百四十一人、これは

約七千九百名といいますから細かい数字は要らないんですけど、三万五千人ですよ。これを四年と言ふのは、ちょっと上げたを履かせ過ぎませんけれども、三万五千人ですよ。これを四年と言ふのは、ちょっと上げたを履かせ過ぎ

しないですか。だから、いや、実はほかにこういふふうにありますんだから四万人と言つたのならわかるので、そこを聞きたかったんですが、それは

ないですか。単なる計算、げたと言つていいのかどうかわかりませんが、この計算で、私が言つた計算で四十と出されたんですか。

○舟木政府参考人 そのとおりでございます。

○津川委員 これがそもそも本当に新規の雇用かどうかという問題もあると思います。

先ほど指摘があつたとおり、ある企業の中で、

会社の中で、その中の一人がこういつた組織をつ

うつて、あるいは同僚を誘つて、ある一つの、もう一つの別の組織をつくるなんという話になる場合は、新しい雇用というよりも引き算がそこにあらわけですから、新規とはなかなか言い切れないんじゃないかというようなところも本当はしつかり検証していただきたいんですが、二年間しかないので、電話調査しかしていないので余り正確な数字は言えないということかもしれません、やはりこれだけで、少なくとも起業に対して非常に効果があつたとか新たに雇用が創出されたといった言い方はちょっと無理があると思います。スタートしたばかりなのでまだよくわからないとかいうことを前提に置いていただく必要があると思いますし、これだけで、すわ、では今回、最低資本金制度を廃止していくんだというのは余りにも乱暴だと思います。

もう一つお伺いしますが、安易な起業の促進が同時に倒産リスクの増加を招きかねないということであります。

当然、今まで指摘をされてきたことでありますけれども、単なる起業数の増加だけではなくて、安定的な事業継承、継続がなされていくか否かということについて配慮するべきだと思いますが、その件についていかがでしょうか。

○寺田政府参考人 私どもも、もちろん、この会社法の一つの設立のハードルというものが下がることによって会社が起業しやすくなるというのは非常に結構なことでございますけれども、それだけ经济が活性化する、经济全体にとってプラスの影響があるというふうには無論思つております。そういうことも一つの要因ではありますけれども、それは当然、会社というのは、その中のかなりの部分は永続的に经济活動を行つていただきて、全体の经济活動のメカニズムの中で大きな役割を果たしていただきたいと思つてはいるわけであります。

ただ、それが資本金ということのハードルでいいかどうかということを問題にしているわけでございまして、私どもは今まで、資本金というのがあ

一つの会社のあり方として、大きさを示すものとしての意味があつた時代もあつたわけでありますけれども、今日では、そういう機能というのはどちらかといふと後退して、むしろ、非常に小さい資金であつても、実際に会社の内部の経営状態がプラスの状態にあるという企業も一方であり、他方で、表示上は資金というものは大きいけれども、しかし会社の内実はそれに見合うだけのものは全くないということがあり得るわけでありま

それは、単に個々の企業が病的現象でそういうなつてはいるというのではなくて、むしろ、会社のスケールあるいは会社の性格というものがいろいろな方によつてさまざまチョイスされる、選択されるということがあるわけでございますので、そういう中で、資本の機能といふのは表示上の機能といふのが衰えていくのではないかという考え方を持つてゐるわけであります。むしろ、それにかゝつて今この財産の状況といふものを的確に示して、それが債権者なり社会的にわかりやすくなつて、いることが会社制度にとって大事なんだ、こういう考え方でござりますから、その面を強化することによつて、むしろ会社が、よりいいものが残り、そうでないものが淘汰されていくというのが望ましい会社法ではないか、このように考へておられるわけでござります。

○津川委員 ちょっとまた後日そこは深めて議論させていただきますが、一点、簡単なポイントを質問します。

○寺田政府参考人 そういう世の中を欺くような会社の形態の利用の仕方ということに対し、私どもも、これは会社法としてゆゆしき問題ということで対応しなければならないわけでございますが、ただ、それは設立の場面だけでなく、こ

○津川委員 ベーパーカンパニーによつてある特定のだれかに損害を与えるれば、それは非常にわかりやすい話として取り締まることができると思うんですが、実際のベーパーカンパニーをつくつてこういふことをやれば、自分のところには何かこういういろいろなくどいことができるなどいうふうに考えている人にとっては非常にラッキーな話なわけですよ。それに対してどういう取り締まりをしますか、対処をしますかという質問に対して今の答弁であれば、あくどうく考えている方にとって大したことないなという話にならうかと思います。

○寺田政府参考人 ちよつとここは、実は、実際に今の特例制度との一つで、詐欺的な会社、ペーパーカンパニーが設立されるのではないかという心配に対しても、どう対応しなければならないわけでござりますが、それからもう一つ。今回、最低資本金の廃止に

ついてやはりちょっと奇異に感じるのが、平成二年にどつと上げて、どつと上げようとしたときに、もうちょっと下げて、この間、一円でもいいよ、でも五年でちゃんと積み上げてねといった途端に、やはり一円でいいと。やはり迷走をしているような感じがしてもしょうがないと思います。その背景には、経済産業省側と法務省側の言い分に違いがあったことだと私は認識をしていたのですから、法務省側の認識でしつかり主張すべきは主張していただきたいと思つているんです。ですから、今の民事局長の言い方はやはり少し歯切れが悪いという感じを受けざるを得ないんですね。

例えば、平成十二年の規制緩和推進三か年計画の改定作業状況、中間報告ということに、ある個人の方から、株式会社の最低資本金の引き下げをしたらどうかと。その方の御意見では、株式会社に要求される最低資本金を百万円程度に引き下げたらどうかという提案に対しても、法務省としては、

株式会社は、有限责任会社であり、株主、取締役等は原則として個人責任を負わず、会社債権者にとつては、会社財産だけが唯一の責任財産となる。そして、株式会社においては、債務超過は破産原因であり、資本金の額が少ないといふことは、企業活動によつてわずかな損失が生じただけで債務超過となり、破産宣告を受けることになる。このようなおそれのある会社の設立を安易に認めることは、債権者保護の観点からみて適当ではない。

また、起業に関しては、最低資本金が三百万円とされている有限会社によることも、最低資本金の定めがない合名会社または合資会社によることも可能である。

ついて、「措置困難」という答弁をされているわけです、平成十二年に。御方針が全く変わったわけですよ。今の説明ではやはり不十分だと思います。この方はどなたか知りませんが、この方に答えるつもりでもう一度

お答えをいただきたいと思います。

寺田政府参考人 この資本のどちらかといふの
は法制審議会の中でも大変いろいろな議論がこれ
までもありまして、平成二年にこの最低資本金が
できました際は、これをもちろん大小会社区分法
制ということの一環として行われたわけであります
すけれども、やはり会社の責任財産というものの
何らかの微憑が資本の中にあるという伝統的な我
が国での考え方というもの上に乗つかってで
き制度だということは、これは否定できないところ
であります。

今、平成十二年の規制改革に対する個人の方の御意見についての私どもの回答を読み上げられたわけでございますけれども、その当時は、まだ法制審議会のいろいろな議論があった過程でございましたして、その過程では私ども、所管をいたしております商法の立場からすると現行法の立場で言わざるを得ないところでございますので、そのような回答を申し上げたわけでございます。

しかし、昨今の会社の規模あるいは会社をと
う経済活動に使うかとことの変化というのは
非常に著しいものがありまして、いわゆる零細企業
というのだが、資金の小さい、あるいは実際に
内部に持つておられる才能の人々、こういうことは

内言ひおひでおひれの財産を小さくしとしに必ずしも言えないような状況、つまり、ごく小さなお金でも、非常に大きな機能を果たすものとしてさまざまな起業をされるという方も出てきたわけですが、さういふことでござりますので、そういう意味での情勢の変化というのも一つ重要なポイントだろうというふうに考えております。

○渕川委員 情報の変化では説明できる話ではないと思いますので、法務省としてはやはり守るべきだったけれども、ほかの省に押し切られたぐらいいの話を言つていただければ非常にわかりやすいと思いますが、また時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○塩崎委員長 次に、加藤公一君。

○加藤(公)委員 民主党的な加藤公一でござります。

せんだつて、民法の改正の議論のときに、大変なボリュームの改正を、審議の直前に資料をいたたいて、これじや十分に議論できないじやないかというクレームをつけさせていただきました。今はそれよりは随分早く資料をいただきまして、ただ、さすがに一千条近くもございますと本当にいろいろな論点もございますから、なかなか簡単にしてすべてを理解してすべてを納得するというレベルまでは達しませんが、私も私なりに勉強させていただいた中で、きょうは、商号の部分と外国会社の部分について質問させていただきたいと思つております。

ただ、限られた時間でござりますので、できるだけ見ていただいている国民の皆様にもおわかりいただけるような議論をしたいと思っておりますから、時間が足りなくなりました場合には、また次の機会に質問を譲らせていただくということをお断りをしておきたいと思います。

きょうは資料を配付させていただいておりま
す。これは、商号の部分に関する改正について、
言葉で議論しているだけですとなかなかよくわから
らないというふうに思いましたのですから、そ
れを私なりに整理させていただきました。

まことにその資料が今回の改正点を間違ひなく反映しているかどうか、この理解でいいかどうかと、いうところを確認させていただきたいんですが、大臣のお手元にあるかと思いますけれども、それを見ていただいた上で、私から配らせていただいた資料で、今回の改正点、間違いございませんでしょうか。

いての規制は撤廃しております。次に、同一商号について、目的のいかんを問わず同一の住所の会社が使用することを禁止し、同一市町村内における他の規制は廃止するということにいたしております。

ります。

のとおりの御理解でよろしいと思います。

分この紙を見ながらじやないと、私はとてもじやないですけれどもついていけないんですね。恐ら

く、会社法ですから、実際に事業をしていらっしゃる皆さん、あるいはこれから起業を志していらっしゃる皆さんは、必ずこの法律を理解しておきたいところです。

しゃる皆さんにも十分にわかつていただかなければならぬところでありますので、それであえて

きょうはこの紙を使いながら御質問させていただこうと思つた次第であります。

今、改正点については御説明をいただいたんですが、私の資料で言うところの矢印三カ所、①、

②、③と書かせていただきましたが、この三カ所が改正になっています。そもそもこの改正をしな

ければならなかつたのは、現行法の商号に関する規制で何が問題だつたんでしようか。大臣、お答

○南野国務大臣 現行法では、会社の商号について
えいただけますか。

て、他人が登記した商号と同一、類似の商号については、同一市町村内において同一の営業のため

に登記することができないという規制、すなわち類似商号規制が設けられております。

類似商号規制は、同一市町村内における商号権の確保という目的で設けられた規制であります

が、現在では、小規模の会社であっても、その活動の範囲は市区町村にとどまらないことがほとんど

どでありますため、規制の効果は限定的なものにすぎないと言わわれております。他方で、類似商

号規制が存在するためには会社設立の際に類似商号の調査が必要になるなど、会社の設立手続が複雑

の話で少しお話をうながす。会社の話で三経が福井を化しているという問題がござります。中小企業を中心と規制の廃止を求める声が強いものと認識いた

たしております。

先生がここに書いておられます、この上の方の真ん中の部分で、同一市町村内の違う目的ということでござりますが、これが違う目的であれば、例えば、太郎商店というところでおそば屋さんをしている、また太郎商店といふところで自分が商号を使って何かやりたいというときに、それがおそば屋さんでない場合には同じ商号を使ってもよろしいよ、そういううだいのものでござります。

○加藤(公)委員 今おっしゃったのは今でも認められてゐる話だと思いますが、要するに、現行法規制で何が問題かというので今の御答弁を私なりに解釈すると、類似商号規制があるために会社の設立登記の手続が煩雑になつてゐるのではないかという問題点と、もう一つは、商号を保護するにはいつても、同一市町村内で同一の営業目的だけだからその効果が限定的ではないか、つまり不十分ではないか、この二つを大臣にはお答えいたいたいのかと思うんですが、ちょっと確認をさせていただけますか。それによろしいですか。

○南野国務大臣 そのとおりでございます。

○加藤(公)委員 そういたしますと、なかなかパズルみたいにややこしい話なので、一步一歩私も考えながら議論させていただきますので、大臣にも、また政府参考人にもそのペースでくつづいてきていただきたいと思うんですが、今回の改正で、今のお話だと、要するに、設立手続が非常に複雑になるから、これが会社をつくりたい人には困ったものですねという問題、それから、既に営業をしていらっしゃる会社の商号の保護が余りにも限定期ではないかという問題なので、これはちょっと離れて議論をさせていただきたいと思います。

まず、設立の手続が複雑だということについて言うと、この私のお配りした表で言うところの三つの矢印ともすべて、定款に記載をする営業目的によらず商号を認めるか認めないかということは私自身もよく理解できます。そのことによつて、

会社設立のときの定款の営業目的の記載が余りにも細かくなるという問題点は払拭できるだろうと思いませんし、煩雑さの一部もこれで解消できるのではなかと思いますから、そのこと自体は私も妥当だろうと思うんです。

問題は、この三つの矢印の部分を、マル、つまり認めるという方にそろえるのか、バツ、つまり認めないという方にそろえるのかということについては、これはいろいろな議論があつていいのではないかと思つておりますし、今度はその部分についてお話を伺いたいと思います。

今回の改正案でいいますと、同一住所で類似商

号を認めるということになりますから、例えば、

同じビルのフロア違いにそつくりの名前の会社を

他人がつくつてもいい、こうのことになるわけ

ですが、これは、既に営業している会社に対して

損害が与えられたり、もうちょっと下世話な言葉

を使えば迷惑がかかつたりということが起り得

るのでないかと思うんですが、そこまで本当に

認めていいものなんでしょうか。どうお考えですか。

○寺田政府参考人 確かに、委員の問題意識も非

常によくわかるところであります。ただ、現在で

は、目的さえ違えば、同じビルの中に同じ名前の

会社あるいは類似の名前の会社もできるわけであ

ります。これは相当地に疑わしい場合も否定できな

い、そういうことが存在するということも否定で

きないわけであります。

その場合に、現在どういう手段があるかといふ

と、結局のところは、不正の目的を持って商号の

誤認をさせることによって損害を与える、こうい

うことについては、商号の使用の差し止め、損害

賠償請求が認められておりますし、また、不正競

争防止法による同様の差し止め、損害賠償請求も

認められているわけでありますから、新しく規制

をすべきであるということによつても、なかなか

解消できない問題がある。その解消は、結局は別

の、本人がどういう目的を持ってやつてあるかに

よつて解決せざるを得ないのでないかというふ

うに私どもは考へてゐるわけでございます。

○加藤(公)委員 今度の局長の御答弁、もう一回確

認をさせていただきますが、今、現行法でも同じ

住所で営業目的さえ違えば同じ社名の会社も登記

できるとおっしゃつたよう聞こえたんですが、

けれども、同じ社名はダメだというものが現状かと

思つてます。私の聞き間違いか局長の言い間違い

かわかりませんが、ちょっと確認をさせていただ

けますか。

○寺田政府参考人 同一住所で同一商号というの

は、明文の規定はありませんけれども、現行法で

は認めないので登記所の扱いでございます。

私が申し上げているのは、似たような名前のも

のでござります。

○加藤(公)委員 その似た名前の会社、類似商号

の会社が、同一住所ですから、恐らく、登記の仕

方によつては同じビルでも別々に登記できるのか

もしませんが、基本的に番地まで登記を

するとすれば、同じビルにそつくりの名前の会社

が今度は同じ営業目的でもつくれますよ、こうい

うことになる。

先ほどの局長のお話ですと、現行でも目的が違

えばつくれるんだから、ほかの縛りでそれを防げ

ばいいではないかというお話だつたんです。例え

ば、差し止めとか損害賠償請求とかあるいは不正

競争防止法でそれが担保できるのではないかとい

うお話だつたかと思うんですが、そうはいつても

現行法ではそこは商号が保護をされていて、十分

かどうかは別にして、少なくとも同一目的であれ

ば登記自体ができないわけですね。それが今度は

既に営業している法人からすると、商号の保護と

いうのは明らかに後退をすると思うんですね。

今まででは一々裁判なんか起こさなくてよかつた

ものが、今度は自分の身を守らうと思つたら裁判

をしなきゃいけない、こういうことになりますか

うに私どもは考へてゐるわけでございます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますか、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

しかしながら、これによるメリットとデメリッ

トがどうかというと、全体としてはこれによるメ

リットの方が大きいという判断を私どもはいたし

ているわけでございます。

(委員長退席、吉野委員長代理着席)

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますか、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うら、これが過分な負荷がかかるということになる

んじゃないかと思ひますけれども、いかがお考え

でしようか。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○加藤(公)委員

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

はじかれている状況という利益が享受できない人

が出てくるというのは事実でございます。

うに思つてゐます。

○寺田政府参考人

おっしゃるとおり、過分と申

しますが、今よりも事前規制が弱まる。

したがつて、これによつて、妨害できるものがあらかじめ

<

印全部をマルにそろえるのが本当に合理的なのかということに関して言うならば、これと商号を認める認めないということを切り離すというのは私も正しいと思うし、賛成できます。それから、この表でいうと③番のところ、これも問題がない。

②の矢印のところ、つまり同じ住所で類似商号というは、問題はあるけれども、しかし、先ほど私も申し上げましたし、局長も想定していらっしゃるのかも知れませんが、例えば、大手の会社が子会社をつくるとか、あるいはベンチャーエンタープライズとして認めるというのも実はわかります。

ただ、この①番の矢印のところ、つまり、全く同じ社名の会社、類似商号ではなくて、同一社名の会社、同一商号というものが、今までには少なくとも、十分ではないけれども、同じ目的であれば、同じ自治体の中、同じ市町村の中では守られています。ただし、この①番の矢印のところ、つまり、全く同じ社名の会社、類似商号ではなくて、同一社名の会社、同一商号というものが、今までには少なくとも、十分ではないけれども、同じ目的であれば、それが、事業を何か分社するとか買収して本社を同じ住所に移すとかというケースになれば、自分の親会社の冠をつけられないとかそんな不便も当然あります。

そこで、私は、この表でいうと③番のところ、これも問題がない。つまり同じ住所で類似商号というのを認めるけれども、しかし、先ほど私が申し上げましたし、局長も想定していらっしゃるのかも知れませんが、例えば、大手の会社が子会社をつくるとか、あるいはベンチャーエンタープライズとして認めるというのも実はわかります。

それで、私ども、この問題を考えます場合に、さまざまな方の御意見を伺いました。

私どもで、Aの、同じ商号で同一市町村内とい

いますのは、同一市町村内にそれほど意味がないものですから、これはどうしてもほかのものと並んで改正すべきではないかという御意見があり、私どもでこの案をお示したところ、やはりその考え方、反対の方はもちろんおられましたけれども、比較的多かった、特に中小企業の関係者の方には多かったのですから、私どもはそのメリットを強くこの部分についてもお感じになるというふうに受けとめてはおります。

○加藤(公)委員 この配付資料の①の矢印のところを強くこの部分についてもお感じになるというふうに受けとめてはおります。

○加藤(公)委員 この配付資料の①の矢印のところ、最初に大臣も御答弁いただいたように、商号保護の効果が限定的だということも問題だとおっしゃっていました。まさにそのとおりだと思います。そのときに、だから申し上げたのは、ここをマルにそろえるのかバツにそろえるのかと、いう議論は当然あつてもいいし、私の感覚からいえば、同じ商号というものは日本でただ一つだけしか、ちょっとでも名前が違えばそれは別の法人なんだといううの方方がよっぽどシンプルで誤解がないのではないか。つまり、この規制を、同一市町村だけで限定的だというのであれば、全国に広げたらどうなんだ。

そういう議論はなかったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 それはあり得る議論だろうと思いますが、現にそういう議論もあったようございます。

ただ、問題は、今度、全国に広げるということになりますと、既に同一市町村の枠を超えていくことがあります。現にそういう議論もあったようございます。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、同じ商号で、今度改正が行われている、つまり、委員の御指摘の図でいえば①の部分について一番問題は、微妙と申しますか、あり得る考え方があつかり得ると思うんです。

で解決するのはなかなか現実には難しいのではないかということになりますので、同一商号を許さない範囲を広げるということ

の規制を全国一律にした瞬間に、既に登記されて

いる法人の商号が、同じものが幾つも出てきてしまふではないかという感じがいたします。

○加藤(公)委員 確かに、私の提案のように商号の規制を全国一律にした瞬間に、既に登記されてる法人的商号が、同じものが幾つも出てきてしまふではないかという感じがいたします。

私が、反対の方はもちろんおられましたけれども、比較的多かった、特に中小企業の関係者の方には多かったのですから、私どもはそのメリッ

トを強くこの部分についてもお感じになるというふうに受けとめてはおります。

今後、日本の会社法でどうやって商号を区別していくか、これから先、未来永劫続く法律でどう

やって区別をしていくかというときに、今までの

ように、定款に書く営業目的も影響するとか、似

ているか似ていなかも影響するとか、あるいは

市町村だけだと、基準があいまいだつたり効果

が限定的だつたりということが問題なのだとする

ならば、今後は、日本全国でちょっとでも名前が

違えばいいけれども同じ名前はだめだ、こうした

方が、新しい法律をつくるときのルールとしては、

シンプルですつきりするのではないかと思うわけ

です。

既に登記をされているもので、日本じゅうとい

うことになれば、同じ社名も出てきてしまうであ

りましょから、それは当然例外として認めな

きやならないとは思いますが、仮にそういう例外

を認めて、美しくないという意見もあるかもしれません

ないけれども、それを認めたとしても、今後の法

制度がシンプルな方がよりよいのではないかと思

います。いかがお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 純理論的には非常にきれいなことになります。現にそういう国の中には

ありますが、いかがお考えでしょうか。

ただ、問題は、今度、全国に広げるということ

になりますと、既に同一市町村の枠を超えてい

くことになります。現にそういう国の中には

あるけれども、それを認めたとしても、今後の法

制度がシンプルな方がよりよいのではないかと思

います。いかがお考えですか。

○寺田政府参考人 たびたび申し上げますけれども、全国であれ都道府県である、あるいは同一の市町村である、これまでよりは同一商号の規制を強化する、目的のいかんにかかわらず、やめてしまふというのは、制度として、今からスタートすればあり得る制度だというふうに思うわけであります。

問題は、既存のものをどうするか、範囲を広げたときに既存のものをどうするかということと、範囲を広げれば広げるほど、同一たり得るチャンスが広がるわけですから、それについて、会社を実際にやりになられようとする方がどうお感じになるかということだと思いますので、私も、そういう意味では、現在のところは、現在の案というのがやはり世の中の御意見を反映しているというふうに考えております。

○加藤(公)委員 私自身の考え方がきょうの議論で根本的に変わったわけではないのですが、仮に、

くるのじやないかなということになりますので、私どもも、そういう意味で、やはり現場の実務の方の御意見というのをなかなか無視しがたいところがございます。

国会でも、私も一字かえれば同姓同名の方が先輩でいらっしゃいますから、会社であれば、三百万も登記があれば、同一商号というのは当然出てくるんだろうとは思いますが、今の局長の御答弁で

あるならば、だつたら、効果は限定的かもしれないけれども、都道府県とか市町村という範囲では

今局長がおつしやるよう、こう変わった方が今のニーズに合っているんだというならば、最悪の事態を考えて、悪用されたときに、要するに資本金が一円で似た名前とか同じ社名がどんどんつくれてしまう、隣の番地もオーケー、あるいは同じビルで似た社名もオーケーとなつてしまつたときに、既に登記をしてしまつたが、既に登記をしてまじめに御商売をされてしまう、隣の番地もオーケー、あるいは同じビルで似た社名もオーケーとなつてしまつたとき後的问题として裁判を起こさなきやいけないといふのは、これは余りにも今までと比べると保護が後退をするのではないかと思うわけです。

そのときに、裁判によらずとも何がしか救済をする手だてというのもあつていいのではないかと思うんですが、これは私が冒頭から申し上げています。

考え方方が変わつたということではないですかね。局長がおつしやるようなことが正しい、原案のとおりが正しいとするならば、そうした救済の仕組みというものがあつてしかるべきだと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 それはそのとおりございました。

やはり、常に裁判所に行かなきやならないといふのは、これは相当の御負担であろうと私どもも考えております。

したがいまして、私どもも、直接ということはともかくといたしまして、そういうような裁判所

に行かなくとも紛争が解決できる仕組みというも

のについて何らかの形で検討していただきょう

に、私どもの方からも加わつて研究をしてみたい

と思います。

あわせまして、やはり、同一の商号が登記され

た、あるいは登記されようとしているということ

についての知る手段というもののについて、これ

も登記所の方で直接やるかどうかということはな

かなか難しい問題でございますが、そういう手段

もまた同時に、何らかの形ではあつてしかるべき

かもしれません。そこもまた研究課題といった

いと思っております。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤(公)委員 何でもかんでも海外の法律がないとは言いませんが、アメリカのデラウエア州などでは、同一商号が認められていないかわりに、そのまま登記をしたい方は電話で問い合わせをすると、そこの電話でですら、その商号が使われているかどうかを教えてもらえる、会社を起こしたいんだと言ふのは、これは余りにも今までと比べると保護が後退をするのではないかと思うわけです。

そのときに、裁判によらずとも何がしか救済をする手だてというのもあつていいのではないかと思うんですが、これは私が冒頭から申し上げています。

○塩崎委員長 次に、奥田建君。

○奥田委員 ちょっとこつちも筆頭理事がいない

んですけど、定足数の確認というのをしていただけますでしょうか。

○塩崎委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○塩崎委員長 では、速記を起こして。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

○奥田委員 どうも申しわけございません。ただ、

二分の一

といふ

定足

数

を満たしての委員会開催と

いうことは、国会の務めとしての最低限のルールとして、これらもこういうことがあればやはり指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。

○奥田委員長 ちょっとと速記をとめて。

奥田建君。

都合でそういう煩わしい手続は勘弁してくれといふ声はあるかもしませんけれどもこれから有限公司は認めないけれども、では、既存の部分での、有限公司法はなくなつたけれども有限公司法の中で生き残る道は残る、そういう解釈でよろしいんですか。

行期間の間に、有限会社の方も、一番簡易な株式会社と言つたら変ですけれども、そちらの方に移してほしいというメッセージがあつてもよしいんじやないかな?というふうに思います。これは多くの審議会で長い時間をかけて議論されてきたことではあると思いますけれども、やはり、法律は一元化するけれども実態は幾つも残つたままだよという姿を、しかも、経過措置という名前のもとで、いつまでもある経過措置だということも少し訝然としないことですので、一つ提言として出させていただきたいというふうに思います。

ヒアリングのときに、今の商号の話がありました。類似商号の規定というのではなくなるという説

明がありましたけれども、それでよろしいんで
しょうか。説明のときには、今の有限会社の商号

残るというふうに私は民事局の方から説明を受けたんです。ちょっと局長に確認だけお願ひします。

○寺田政府参考人 新規の設立について商号の規制はなくなりますが、今までの有限会社が有限会

号の保護の中にあるというのは今後も残るわけでござります。

○奥田委員 こちらの方も、ちょうど経済産業委員会でも商標の法案を審議いたします。今ずっと

加藤課長と局長とのやりとりを聞いておりますと、商標、商品名とかブランド名、あるいは社標みたいなものもあるかも（一）、そいつ

たものよりも商号の方がもっと融通のきいたとい
うか緩和が行き過ぎた、そういうしたものになりそ

いかかるかというと、もちろん看板とか印刷代とかそういうもののまでは入れませんけれども、行政書士あるいは司法書士に頼んでそういうふた書類代行とか定款を直すということを全部入れると、大体三十万強かかると思います。会社の名称変更等、もちろん組織変更もありますけれども、そういうことで、強制は法務省は確かにされませんけれども、半分、世の中の流れで意向として求めるというときに、やはりそういうときに特例があるといいんじゃないかなということを思います。

そもそも、登記の部分で多いのはやはり税の部分なんですね。もし諸外国と合わせるというのなら、諸外国は事務手数料として取っているところは幾らもあると思います。アメリカとかでいえば、数千円で登記自体が済んじゃう。資本金のところで緩和するのと同じように、国の窓口での手数料、今は税という形ですから高いんですけれども、手数料としてハードルを下げるといった部分もあつ

に思います。

て言つてはいることではないんですけども、ちょっとと会社の登記の数というのを確認したいん

先ほどから百四十万社の有限会社というような話が出ていますけれども、法務省の方の登記では

百八十万社という話も聞いておるんです、百四十万社というのは国税庁の資料で。その差の四十万

社近いものは何たといふと休眠会社以前の実体のない、登記だけされて放置された会社などいうふうに推測されるんですけれども、私のこの百

八十万という数字も法務省さんから資料を出してもらつたわけではないので、ちょっと局長さんの

方に会社の登記の実態と会社の活動の実態といふものを確認させていただきたいというふうに思いました。

○寺田政府参考人 私どもで、法務局で承知しております有限会社も、トータルの数は百八十九万

おります有限会社も、トータルの数は百八十九万社でございます。

なお、国税局の方で有限会社の数をお出しになつておられると思いますが、約百四十三万社というふうに伺つております。これは恐らく、休眠会社あるいは休眠会社に近い、余り活動実績のない会社というのとその差として出てきているんだろうというふうには思つております。

○奥田委員 法務省の方に、今言つた四十六万社の活動実態のない会社、登記は受けいたけれどもそのまま放置されているといったものの整理というところに関して、問題意識というのはいろいろな審議会の議論の中で出てこなかつたのかどうすることが一つ。

そして、きょうは財務省からも来ていただきています。ちょっと国税の担当かどうかあれだけれども、財務省の出した数字と今の法務省の法人数といったものの違いについての見解を伝えていただきたいと思います。

○寺田政府参考人 まず、私の方から、休眠会社あるいはそれに近いものが存在することに対してもどう対応すべきかということをお尋ねになられましたので、それをお答え申し上げます。

現在でも、活動実態のない会社を整理するものといたしまして、休眠会社の整理の制度、みなし解散の制度、これは現在の商法ですと四百六条ノ三というところに規定が置かれておりますが、その制度がござります。これに基づきまして、株式会社については定期的に休眠会社の整理をいたしておりますし、十万単位の会社が解消されていくわけであります。会社法案でも、同じ制度はそのまま引き継ぐということにいたしております。

ただ、有限会社につきましては、これは役員の登記というものが、役員に任期がないために、一度なされて二度となされないというケースが多數ございます。そういうものは、果たして活動しているのかしていないのかということを私どもで把握する手段がないもので、まことに残念ながら、そういうことでみなし解散の制度の対象外といふにいたしております。

もつとも、みなし解散の制度そのものについて、

果たして、國の方から、活動実績がたまたま一定期間ないからといって解散にしてしまつていいかどうかということはもともと非常に議論のあつたところでございますので、私どももこの点については、問題意識は今後も持つてまいりたいと思ひます。が、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○佐々木政府参考人 法務省の統計と財務省の統計の差でござりますけれども、先ほど法務省の方から答弁がございましたように、国税局は課税の申告などをベースにして把握していると思いますので、活動の有無ということがその差につながつてゐるところでございます。

○奥田委員 こういつた事業活動をしていない法人が害をもたらすかどうかというところは別として、確かに、国税の方で全然申告が出てこない会社というのは活動していない。それが法務局に登記手続で来ないからといふのではなくて、やはりその活動が十年あるいは十五年という期間なければ、当然みなし解散の中に入れてもいいんじやないかといふうに思ひます。

○奥田委員 どうやつて、どこの会社かは別として、この数字の違ひというのは出でてきているわけですから、これは把握手段があるということです。把握しようとしている。そういつたもとで出てくる法人登記の違ひといったものも、やはり整理できるものだといふうに思ひます。

次に、最低資本金制度の方に入らせていただきたいと思います。

前にも新事業創出促進法のお話がありました。

十五年から始まつて丸二年経過しておるということです。これはもう一つ呼び名がありますね。挑戦支援法といふ言い方もしますし、何か、中小企業の新たな事業活動への促進に関する法律。ちょっと、どの呼び方で呼べばいいのか、簡単なことですけれども、そちらの方からお願ひいたしました。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

この特例措置を定めました法律が、今先生おつしやいました中小企業挑戦支援法と通称言つておられます法律でございまして、この規定自体は新事業創出促進法の中に規定されているという関係になつております。

○奥田委員 これが今、最低資本金の制度が撤廃されるということになりますと、五年後に現行の資本金規定を満たしていくいふことは、来年の四月一日をもつて経済産業省の支援法の方でも同時になくなるといふうに考えてよろしいんじやうか。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

最低資本金制度につきましては、今回の会社法によりましてこの特例自体が廃止をされることとなつておりますので、先生おつしやいますとおりでございます。

○奥田委員 今のところはそうやつて、とりあえず經濟産業省と法務省でタイムラグを持ってできただ法律だけれども、会社法ができるときには整合性を持つたものにするということによろしいわけですね。

では、反対に、今の支援法自身が消滅すると考へてよろしいんですか。というのは、これ以外にも、資本金のこともありますし、あるいは現物出資の点なんかでも、やはり今の商法と違うところであるルールを持つてゐるわけです。出資金の現物出資とかいうところでも、やはり今の五百万以下となるのか。法律がなくなつて、新しい法律に、会社法の方に乗つかるんだということであればそれ以前に資本金を上げたときには、企業の体质強化だとか、あるいは、表立つては言えないかもしれませんけれども、創業の乱立を防ぐというような目的があつたといふうに聞いております。設立するときの最初のハードルがゼロだからいい、高大事な、会社をつくるときでも普遍的な部分じやなきやいけない部分だと思います。時代の流れがいかいいといふんじやないですか。それでも、一番大事な、会社をつくるときでも普遍的な部分じやなきやいけない部分だと思います。時代の流れが大きく変わったときに、株式会社の中で、一体大きさということがつながらない事態になつてしましましたと同時に、株式会社の中でも、一体大きい会社をどう規制するか、小さい会社をどう規制するかということについて、一律になかなか決めがたい、いろいろなタイプの会社も出てきた、そういう意味で乱暴な調整ですよ。

そういったことを言わせていただきまして、残つて一つ一つの細部規定で合わせていくといふのだとまた話が別になつてくると思いますので、そこの部分の説明をお願いします。

この新事業促進法につきましては、今国会で成立させていただきました中小企業経営の革新法の一部を改正する法律によりまして、こちらの法律に一本化をされる予定でございます。

それで、今回御審議をいたしております会社法の改正に伴いましてなくなりますのは、資本金の特例の部分でございます。

○奥田委員 こちらも、今法改正自体が幾つかの法律の一本化と適合性を持ったものにするといふことを行われてある法改正でもありますので、ぜひまた省庁間を超えたものも一本化が可能なものだけ大きな三百本を超える法律を見直しての作業ではありますけれども、そちらの新しい法律の方もまたしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

あと一つ、またこれも何回も出てくる質疑ではありますけれども、最低資本金というものの意義、あるいは資本金というものの定義あるいは持つ意義というものを再確認させていただかないと、五年前に一千万並びに三百万という最低資本金に変えたといふのも、結構その当時にしたら乱暴な話だったと思うんですね。その乱暴な話を、今まで、時代が、流れが変わつたからといってなくしていく。

前に資本金を上げたときには、企業の体质強化だとか、あるいは、表立つては言えないかもしれない、設立の際に、資本の大きい、小さいということを求めるということにそれほどの意味がない状況に次第になつてまいりました。

それと並行いたしまして、平成二年の大小区分立法をする際に、資本というのが当時まだ一定の機能を持っていたという前提のもとに、それらしい、ふさわしい、大きな会社には大きな資本、小さな会社には小さな資本という前提のもとに、法の規制として、一つの設立規制としての最低資本制度をつくつたわけでございますけれども、その後、大きい会社と小さい会社、あるいは開かれたり、設立の際に、資本の大きい、小さいという意味があるといふうに聞いております。設立するときの最初のハードルがゼロだからいい、高大事な、会社をつくるときでも普遍的な部分じやなきやいけない部分だと思います。時代の流れが大きく変わったときに、株式会社の中で、一体大きさということがつながらない事態になつてしましましたと同時に、株式会社の中でも、一体大きい会社をどう規制するか、小さい会社をどう規制するかということについて、一律になかなか決めがたい、いろいろなタイプの会社も出てきた、そういうニーズも出てきました。

そういうことが相ましまして、有限会社といふものと株式会社といふものも一体化し、最低資本金の差というものがなくし、しかも、その最低資本金の額というのを今回一千万とか三百万とかいふようなものを要求しなくなつた、こういう経緯で今回になつてゐるわけでございます。

○奥田委員 余り長々と言つていただかなくて、十五年前のときとやはり考え方があつた、

そなのは勝手に国がやつたことありますから、当然、期間限定でもいいから、法施行されれば三ヶ月以内だつたら、登記料はせめて、株式に変更する登記においては無料にするぐらいの措置があつてもいいと思うんですね。

実際に、ゴム印でありますとか名刺でありますとか、小さい会社でも自分のビルを持っているところがありますから、ビルの看板でも、有限会社何とか商事とか、全部、変更する費用もかかるわけですから、そういった部分にも配慮して、登記の部分はもうちょっと踏み込んで、変更届けのときにさらに十何万ぐらい印紙を張つたりしてかかりますね。あんなのは、当然、最初は有限会社で登記していたですから、変更するときに無料にしていただきたいというのをまず一つ提言させていただきます。

それで、先ほどから何度かダブつている質問ですが、もうちょっと踏み込んで聞きたいんです。ドリームゲートで「起ちあがれニッポン」といふので、要するに、資本金一円で設立された会社があります。先ほどから違う委員も何回も聞いているんですが。その設立された会社の所見で、例えれば、立派にそのまま機能しているのかどうか、あるいははしにも棒にもつかぬような、学生がぱつと一円だからといって設立したような会社が多いのか、その辺についての所見をちょっとお伺いしたいんです。

○舟木政府参考人 お答えをいたします。

この最低資本金特例制度を利用して、平成十五年一月以降これまで約二万三千社の会社が新たに設立されるに至っているところでござります。この会社のうちに、いわゆる私ども卒業と呼んでおりますが、株式会社それから有限会社それまでの最低資本金の額をクリアしまして、株式会社、有限会社になつた会社が千六百四十社ござります。それ以外の会社はまだ特例を使って事業をやつていただいているわけでございますが、電話によるアンケート調査等々しましたら、それぞ皆さ

んいろいろな事業で一生懸命頑張つてやつておられるというふうに我々考えておりまして、この制度をそれなりに非常に有効に使つていただいているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○樽井委員 資本金一円で設立できるのはいいんかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸してくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸してくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸してくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

たんですが、見せ金でも例えば一千万用意できるかどうか、三百万でも、例えばそれは借りたお金でも、貸てくれるわけですから、その一千万なり三百万なりは、貸してももらえないような人な

た

た、その会社が倒産するといたしまして、破産手続の結果、分配される額が自動的に一円になる

ということではございません。

○樽井委員 その辺はそう受けとめていいんでも行つていないと、いうことでございます。

なお、ちなみに、実績、実は今回の特例に基づく数字という形ではちょっととれないんでございりますけれども、例えば資本金五十万円未満の開業の会社の価値とか評価というより、最近はその辺では重点を置いていないような話をよく聞いています。

○樽井委員 その辺はそう受けとめていいん

ですけれども、先ほどから、資本金が必ずしもその会社の価値とか評価というより、最近はその辺で行つていないと、いうことでございます。

な、ちなんに、実績、実は今回の特例に基づく数字という形ではちょっととれないんでございりますけれども、例えば資本金五十万円未満の開業の会社の価値とか評価というより、最近はその辺では重点を置いていないような話をよく聞いています。

○樽井委員 その辺はそう受けとめていいん

ですけれども、先ほどから、資本金が必ずしもその会社の価値とか評価というより、最近はその辺では重点を置いていないような話をよく聞いています。

○樽井委員 その辺はそう受けとめていいん

ですけれども、先ほどから、資本金が必ずしもその会社の価値とか評価というより、最近はその辺では重点を置いていないような話をよく聞いています。

○樽井委員 その辺はそう受けとめていいん

人の債権者は係つていけない財産がその法人の中に留保できるという機能、これが法人制度をつくり、あるグループが法人となるということの意味として一番大きいものでございます。

しかし、もう一つ、法人制度というのは、実際には有限責任の会社が中心になっておりますので、個人が出資しますと、個人はその出資した限度でしか責任を負わないものが別の法主体としてできるわけであります。この法主体は、自分の名前で登記もできますし、自分の名前でさまざまな経済活動ができる、こういう点が大きな違いでございます。

もちろん、委員の問題意識は、恐らく、そういうことになりますと、この法人格というのは形骸化する可能性があるのでないかということともしませんが、そういう形骸化した法人格については法人格の否認をする。つまり、実際は先ほど申したような効果というものを否定して、債権者が個人の財産そのものに係つていて、あるいは個人の債権者が会社の財産と見て係つておられるというような結果がもたらされるということになります。

○櫻井委員 財産管理をする上で、例えば会社だったら、今までだつたら監査役とか取締役とかもう一人別にいたりして、車でも買うと、自分も何%か権利があるだろうけれども違う人のものもあるというややこしい形態があるから、何となくちゅうちょする部分があるんですね、買おうとしたときに、分け合わないといけないというのもありますし。

当然、先ほどもありましたように、今まで三百万円は有限会社で用意しないといけないわけですから、そんなばんばん登記していくというのもなかなか難しいといいますか、それが利益にかなうというものでもないですが、資本金が一円、一万人で役員というのだったら、何度も議論されたことがあります、ダミー会社がどんどん乱立されてくるという気がしてしようがないんですね。そういう意見が出たのか、また、そういうものに対する

する対応とか所見はいかがなんでしょうか。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、感覚的には、こういう法人がつくりやすくなるということによりまして、当然、委員がおっしゃるダミー会社、つまり本来の会社として設立すべきでないのかもしれない会社が会社として存在してしまうという状態が生じかねないところです。それについての危惧ももちろんないわけじゃありません。しかし、こういったものは、会社にとって設立の現実に存在しているのもまた事実であります。そこで、そういうものに対しましては、先ほど申しました法人格否認の論理のほかに、会社法自体としても、取締役を現実にその会社の制度を濫用している者と見て、それに対して直接に第三者が責任を追及するという制度があります。現行法ですと二百六十六条ノ三というところにあるわけですが、五十三条、四百二十九条において受け継がれております。

こういう制度を利用して、被害に遭われた方が損害を回復する道というのは残されているわけでございます。

○櫻井委員 そうは申しましても、何か企画して会社をつくるときに、例えばちょっとあくどいことを考えたときに、おまえ、この会社の監査役になってくれよということになると、名前を貸すのも嫌だ、そんな怪しい会社ということで、設立ができないという部分もあるんですが、これは、一人の悪人がいたら、もう直球で会社設立できませんからね。そういうあくどい会社がどんどん出てきるという予想は当然立てて、その対処の方法まで考えた上でこの制度を施行していくべきだと思います。その辺の部分は、また別の機会があります。

日本の企業の買収というものの、今までのデータ

ですと、どの国がどんな割合で日本企業を買収しているのか、そして、どういった業種による買収が多くて、その買収は何の目的が一番多いんだろかということなんです。

それで、危惧しているのが、外國株を対価にした企業の合併の解禁によって、どれぐらいの日本企業が乗っ取られると予想できるのか。もつと言えば、雇用とか政治、経済なども総合して、外資の参入ができること自体が、シミュレーションとして予測した場合に損なのが得なのかということなんですね。この辺についてお伺いいたします。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

今の外資というお話をございますが、個々の事例を私ども把握しておるわけではないんですが、任を追及するという制度があります。現行法ですと三百六十六条ノ三というところにあるわけですが、五十三条、四百二十九条において受け継がれております。

こういう制度を利用して、被害に遭われた方が損害を回復する道というのは残されているわけでございます。

○櫻井委員 そうは申しましても、何か企画して会社をつくるときに、例えばちょっとあくどいことを考えたときに、おまえ、この会社の監査役になってくれよということになると、名前を貸すのも嫌だ、そんな怪しい会社ということで、設立ができないという部分もあるんですが、これは、一人の悪人がいたら、もう直球で会社設立できませんからね。そういうあくどい会社がどんどん出てきるという予想は当然立てて、その対処の方法まで考えた上でこの制度を施行していくべきだと思います。その辺の部分は、また別の機会があります。

○櫻井委員 これは、簡単に通して、ほとんど日本が乗っ取られていくというような状況になる可能性も十分あるので、予測といったら難しいでしょうけれども、潜在的に、どれくらい乗っ取らうそうな企業があるのか、あるいはどういった企業がねらっているのか、どういった国から、日本にかけてきている割合はどんなものかとか、そういうものははある程度の認識をして、ぜひシミュレーションして、何があったときには対処できる状態にしていかなければならぬと思つています。

外資が入ってきたからといって、雇用がふえた

国との問題ですから、予測ぐらいはぜひ聞いておいていただきたいし、この辺についてもまた問い合わせなりいろいろしていかたいと思います。

余り時間がないので、この辺は次の機会に飛ばしますが、企業の合併や買収は、アメリカではこうだけれども、日本ではこうで、中国ではこうだというのもちょっとどうかなと思うんですね。国際的な買収に関しましては、きちんと各国申し合いで、危惧しているのが、外國株を対価にした企業の合併の解禁によって、どれぐらいの日本企業が乗っ取られると予想できるのか。もつと言えば、雇用とか政治、経済なども総合して、外資の参入ができること自体が、シミュレーションとして予測した場合に損なのが得なのかということなんですね。この辺についてお伺いいたします。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

今は買収なり、いわゆるMアンドAと言われる分野でございますが、そういう法制度についてあるトータルで見ますと、現在もう既に二〇%を超える株式の取得を外資によりなされているというふうに把握しているところでございまして、近年非常にふえてきておるところでございます。今後外資がふえていくかどうかということに関しては、ちょっと私どもお答えできるだけの資料を手元に持ち合わせておりますが、お答えは差し控えたいと思います。

○櫻井委員 これは、簡単に通して、ほとんど日本が乗っ取られていくというような状況になる可能性も十分あるので、予測といったら難しいでしょうけれども、潜在的に、どれくらい乗っ取らうそうな企業があるのか、あるいはどういった企業がねらっているのか、どういった国から、日本にかけてきている割合はどんなものかとか、そういうものははある程度の認識をして、ぜひシミュレーションして、何があったときには対処できるという予想は当然立てて、その対処の方法まで考えた上でこの制度を施行していくべきだと思います。その辺の部分は、また別の機会があります。

○櫻井委員 日本企業はアメリカへ行ってもどこへ行っても買収できるんだけども、アメリカから日本に来たら買収できないというのは、それは不公平だと向こうも言ってくるのもわかります。

さらに、先ほど言いましたように、きちんとそうすることが、買収されること自体は、日本にとって、日本の国民にとつてどうなのかということもちろんシミュレーションして、どういうふうな体制でやればいいのかというのは、国際的にもつと話を広げてこれから審議していかなければならぬと思つております。

時間がもう五分ぐらいですので最後の質問になりますけれども、ちょっと大臣に聞きます。例えば、わかるかどうかわかりませんが、もんじや焼き屋のチエーン店を大臣がつくるとします、南野もんじや焼きチエーンとかいう会社をつくるとします。そのときに、設立する手順というのは言えますか、何をどうして、どこに登記してどうするという、わかりますか。

○南野國務大臣 もんじや焼きをつくらせていただきますので、資本の件はどうぞよろしく御配慮していただきたいと思います。

会社の設立の登記についてのお尋ねでありますけれども、会社の種別のうち、株式会社ということについて、もんじや焼き株式会社ということでお説明させていただきたいと思います。

株式会社の設立の登記につきましては、まず発起人全員によつて定款を作成いたします。その定款につきましては公証人の認証を受けます。公証人はDV法でも使わせていただいておりますのでいろいろなところにおられますので、それも便利かななどいますが、発起設立の場合、それから募集設立の場合、二つ方法がございます。

発起設立の場合は、発起人による出資の履行の後に、取締役及び監査役を選任して、それらの者による設立経過の調査報告の手続終了後二週間以内に設立の登記の申請をするということでござります。もう一つの募集設立の場合は、株主の募集を経て、出資の履行後、創立総会を開会いたしまして、総会終結後二週間以内に設立の登記の申請することにより行うこととなつております。

会社の設立の登記の申請は、本店所在地を、も

んじや焼きの本店をどこにしようかなと考えております。

○櫛井委員 実際には、最初、本社の住所が決まつたら実印を、まあ巻き印なんですが、有限会社何とかかんとか代表取締役の印とか、そんなのをつくるところからスタートするんですね。(南野国務大臣「高いですよね」と呼ぶ)結構高いんですよ、おっしゃるどおり。また、公証人役場も、書類を見てもうだけで五万円以上するんですね。それからまた、持つていって二週間待つて、先ほど言われたように印紙を買って、さらに登記料がかかつてくる。それで、今の場合だつたら、もんじや焼きなので、例えば保健所に届けて食品衛生の免許も取つて、またその食品衛生の人がいつごろ行くからとか言つたら、待つとかないとあかんわけです。二槽式の何とか置けとか何やら言われて、また、そういう人らが遅刻してきたりするんですよ。

それで、銀行にもちゃんとやるし、登記が終わつたら今度は税務署に、税務署は払う方なのに、つちがまた行くんですよ。三ヵ所ぐら行かないといけないんですよ。大阪だつたら府税事務所も行かないけれども、市役所も行かなければいけないし、何ばほど行かぬとあかんのやと、逆に言えば。

では、資本金を少なくします、役員を少なくします、これは会社が設立しやすいですねと言うんだつたら、もつと簡単に、ワンストップでぱつと登記できるようなシステムをつくるなり、あるいは改正するときは対処できるようにならないと、余りにもいろいろなところにやつて、例えば、中古車屋を開業したい人がいた、まあバイクでもいいんですけれども、これは古物商の許可が必要といふうのは知らずにやる人までいるんですね。

あなたが業種だつたらこの許可証が要るから、

警察の公安へ行つてこの書類をとつてどうしてく

ださい」ということもある程度教えてやらな

いと、業種によるいろいろな許可まで含めてすこ

また、登録免許税を納付することが必要であります

ので、大いに納税者になりたいと思つております。

その際、認証を受けた定款や出資の払い込みに関する銀行等の証明書を提出する必要があります。

この会社法を改正するときにもつと効率的に登記ができるようなシステムをぜひ考えていただきたい

ということを申し上げて、時間が来ましたので質問を終わらせていただきます。

○塩崎委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております両案に対し、財務金融委員会及び経済産業委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、

午後六時二十一分散会

なお、連合審査会は、明二十日水曜日午後一時

から開会いたしますので、御了承願います。

次回は、明二十日水曜日午前八時五十分理事会、

午前九時委員会を開会することとし、本日は、こ

れにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、

また、連合審査会において、政府参考人及び参考人から説明または意見を聴取する必要が生じました場合には、出席を求める、説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、

午後六時二十一分散会

なお、連合審査会は、明二十日水曜日午後一時

から開会いたしますので、御了承願います。

次回は、明二十日水曜日午前八時五十分理事会、

午前九時委員会を開会することとし、本日は、こ

れにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

第一類第三号

法務委員會議錄第十三号

平成十七年四月十九日

平成十七年四月二十七日印刷

平成十七年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F